

かいほう

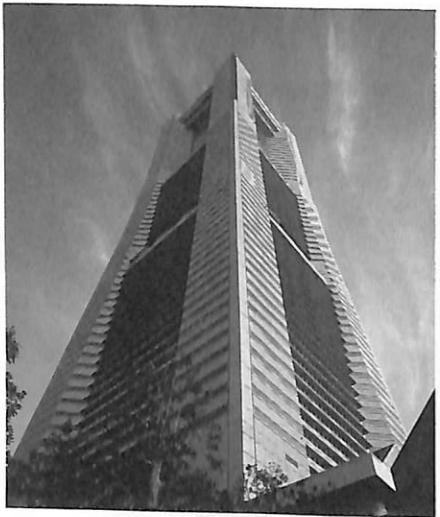
平成13年新年号

No.54



社団法人 全国建設機械器具リース業協会

CONTENTS

年頭に
あたつて

「新年のご挨拶」

社団法人全国建設機械器具リース業協会会長 小林定之 2

関係法令

平成十二年度建設機械等損料および賃料の改正について 4

建設省建設経済局建設機械課

債権管理回収業に関する特別措置法の概要について(お知らせ) 7

調査報告

コンピュータの導入・使用状況調査報告について 14

共済制度

全建リース総合賠償制度について 19

厚生年金

全建建設機械器具リース業厚生年金基金について 20

お知らせ

外洋標準課税導入反対運動へのご協力をお願いについて 21

NEWS

平成十二年度可搬形発電機整備技術者試験合格者
平成十二年度建設機械器具賃貸業管理技士試験合格者
建設大臣表彰

支部だより

中国支部 鳥取県西部地震後記 28

報 告

委員会活動報告 30

協会より

協会支部名簿
協会の定款・支部に関する規定
建設機械等レンタル(賃貸借)基本契約書
あとがき

年頭にあたって



新年のご挨拶

社団法人全国建設機械器具リース業協会

会長 小林 定之

新年明けましておめでとうございます。

謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

本年は二十世紀を後に、新たなる二十一世紀を迎える事が出来た初年でもあります事は、誠に意義深いものを感じるところであります。

皆様と共に新年をお祝い申し上げます。

昨年は、世紀末と一般的に言われます様に世界的にも、又我国日本に於きましても特筆すべき事件、現象が多く見られた年であったと考えて居ります。

紙面の都合も有り、具体的には個別に申し上げる事が出来ませんが、政治・経済・金融・株式相場・宗教・民族問題等を始めとして、世相の恐るべき変革とも言える少年犯罪の理由なき暴力、その低年齢化等各分野で世紀末を象徴する様な大事件が数多く発生した様は、記憶に新しいところであります。

返り見ますと、今から一〇〇年前、即ち十九世紀より二十世紀に変わろうとする年の十二月三十一日に、慶應義塾大学では福沢諭吉先生を先頭として世評を込めて世直しと称し、種々なる悪弊を大きな紙に書き、その紙に向つて鉄砲を放ち古い惡因習を打破し、新しい時代を開く表われとしたと聞いて居りましたが、このたびも型は變つてもその精神を受継ぎ、新たなる年にお祝いをしたと聞いて居ります。

古い因習を破り、新たなる第一歩の行動には心から賛同出来る部分が多くある様に感じます。

扱て、皆様もご承知の通り、本年二〇〇一年一月六日には中央省庁が再編され、二十二あった省庁が十三に集約され、私達リース業の所管でありました建設省が統合により国土交通省となり、更に大型の所管省となりましたが、今迄以上に私達の声、意見、要望等がスムーズに伝わるか多少心配して居るところでもあります。全国建設機械器具リース業協会と

致しましては、会員の大多数の方々が、特に地方にありましては公共事業を頼りに事業を進めておられるところでは、それなりに変革を予感されておる事と存じますが、更に民間活動力が今一步の現段階と致しましては、尚更公共事業への依存度も重要なところであると考えます。政権政党であります自民党も、「二十一世紀の公共事業を考える有識者会議」なるものを設置し、その場でも中期的には公共投資の規模を見直す必要があるとされて居り、これまで非公共事業とされていた教育研究機関の施設整備や、情報技術（IT）関連等にも重き配分すべきとの考えも打出されて居ります。

公共事業予算としましては、我が国の公共投資規模は国内総生産（GDP）の約6%を占め、国際的に見ても高い水準にある様であります。それは良しとしましても、その一方で国や地方の財政は極めて厳しく、二十一世紀の国の方針に信心を持たざるを得ません。その事を踏まえて、如何に国民の納得のゆく解決が為されるかが問題であります。「大型公共事業二一〇件を中心、その事業費一・五兆円が削減される」と報道されて居りますが、その点では決して明るさを感じる訳にはゆかない状況であると理解致して居ります。

一方、都市部に位置する会員の皆様の中には、民間への依存が強く、設備投資に伴う事業のウエイトが相当高いところである事も又事実でありますので、会員各社並びに関連企業こそつて着実に経営を独特特化し、社会に貢献出来るリース

二〇〇一年一月吉日



レンタル業界でもありたいと願うものであります。

本年の具体的課題と致しましては、我々唯一の試験資格制度であります建設機械賃貸業管理技士試験制度の新たな開拓と、根本的改革の必要性が目前にせまりつつある問題、更には市場正常化の為の流通委員会に於ける流通問題に、巾広く対応する必要性を感じて居ります。

そして、補償料制度の充実と発展並びに各地で発生して居ります盜難問題に対する具体的行動を起す時に來ている等の問題があろうかと感じて居ります。特に協会内の問題と致しましては、景気の悪い中での市場価格の混乱及び、一部メーカーのレンタル市場参入による業界の住分、秩序の分解等誠に厳しい一年を予想して居ります。

しかし乍ら、只今申し上げた事すべてが、結論的には自由経済社会の中にあっての自己責任に帰する問題であると、理解致して居ります。

最後になりましたが、協会員の皆様をはじめ、関連業界の皆様の更なるご発展を祈念申し上げ、年頭のご挨拶をさせて頂きます。

平成十一年度建設機械等損料

建設省建設経済局建設機械課

一、建設機械等損料の概要

要について

建設機械等損料とは、建設業者が所有する建設機械等の償却費、維持修理費、管理費を指し、これらのライフサイクルコストを1時間当たり又は1日当たりの金額で表示した経費である。

昭和30年代、工事量の急激な増大と機械化施工の普及、公共事業の執行体制が直営から請負方式に移行するに伴い、機械経費の積算の適否が工事の採算を左右するようになつた。それにもかかわらず、機械経費に係る積算方法は、発注者ごとに異なつていたことから、積算の適正化を図るために、統一的な積算基準を定めることが必要とされていた。このため、昭和35年に中央建設業審議会によって、機械経費の算定式を示すよう勧告された。これに基づき海外での算定式を調査のうえ、購入価格と修理費との関係で経済的使用時間を設定するというアッカーマン方式による損料の算

定式が導入され、その後の変化する社会情勢等の実態を踏まえながら、様々な修正等を経て現在に至っている。

一、これまでの主な改正と近年の改正について

○昭和43年度改正

従来は運転時間のみの算定方式であったが、運転時間と供用日数による算定式に改正した。

○昭和49年度改正

損料補正率の設定や沖縄地域における基礎価格の修正等を行つた。

○平成8年度改正

建設機械の保有実態を考慮し、専門工事業者の調査対象者数を拡充した。
・中古車市場が確立してきたため、償却費への影響を鑑み建設機械処分調査を行うこととし、従来の「耐用年数」を「標準使用年数」として、新たに「耐用年数」に、また残存率を実態に応じた設定とした（汎用機のみ機種別に調査）。

○平成9年度改正
公共工事の積算上緊急性の高い事項への対応として排出ガス対策型建設機械の使用原則化による新機種・規格の追加を行つた。

○平成10年度改正

1、一般建設機械
・基礎価格を「工場裸渡しの検収後一括払い」から、「実勢取引価格」として市場性を反映させた。
・残存率については、調査対象を全機種に拡大して設定した。
・維持修理費及び年間管理費については、実態を把握するための詳細な調査を実施し、実態を反映させた。
2、ダム施工機械
・「耐用年数」を「標準使用年数」とし、残存率及び年間管理費を見直し、実態に応じた設定とした。
3、除雪機械
・「耐用年数」を「標準使用年数」とし、残存率を見直し、実態に応じた設定とした。

三、平成12年度改正の概要

平成12年度改正は、平成11年度に実施した建設業者に対する建設機械使用実績調査等を踏まえ、一般建設機械、除雪機械、建設用仮設材、作業船について全面改正を行つた。以下改正内容について説明することとする。なお、建設機械等損料の単位については、国際単位系(SI)に移行している。

(1) 調査方針等の改正

今回の調査より、一般建設機械及び除雪機械について、申請・届出等手続の電子化、ペーパーレス化による報告者負担の軽減に対応するため、電子媒体での提出も可能とした。

(2) 調査結果の要点

①一般建設機械
最終的な調査数値(今回改正値と現行値との比較)は、表-1のとおりとなつており、数値の傾向及びその考え方の理由については、以下のとおりである。
・基礎価格
調査結果は、建設業者の新規設備投資の低迷等により、下がる傾向となつてゐる。

- ・標準使用年数
- ・景気の低迷から設備投資意欲が減少し、

③建設用仮設材

物価等の変動、建設用仮設材の稼働状況、建設仮設材を取り巻く環境の変化、その他社会情勢の変化等に対応した損料とするため、その損料諸数値の全面的な見直しを行った。

最終的な調査数値は、表-2のとおりとなつており、数値の傾向及びその考えられる理由については左下のとおりである。

- ・基礎価格

今回の改正では、調査価格を実勢取引価格としており、様々な割引を含んだ取り扱いをしており、及び建設業者が新規設備投資の低迷等により、多少のばらつきはあるものの、全体的には下がる傾向となつてている。

表-2 今回改正値と現行値との比較
(今回改正値/現行値)

基礎価格	標準使用年数	年間標準供用日	償却率	修理費及び損耗費率	年間管理費率	供用1日当たり料
0.99	1.10	0.97	1.02	0.92	1.00	0.93

表-3 今回改正値と現行値との比較
(今回改正値/現行値)

基礎価格	1現場当たり料	供用1ヶ月当たり料
0.94	0.94	0.94

建設業を取り巻く社会的背景

- ・公共工事のコスト縮減
- ・積算の透明性・客觀性・妥当性の確保
- ・情報公開等によるアカウンタビリティ
- ・環境に配慮した建設工事

建設機械を取り巻く社会的背景

- ・建設業者の建設機械保有・管理形態の変化
- ・建設機械の中古市場の拡大
- ・建設機械の新型化、高機能化
- ・景気の変動による機械管理の効率化

今後、建設機械損料に求められるもの

- ・変化する市場実態の的確な反映
- ・アカウンタビリティに耐えうるパッケージ等
- ・積算の簡素化、一層の妥当性の確保
- ・調査方法の効率化、合理化

四、ついて 以後の取り組みに

・標準使用年数
景気の低迷から設備投資意欲が減少し、仮設材の更新が進んでいないと考えられること等により、標準使用年数は伸びている。
・年間標準供用日数
景気の低迷、工事量の減少等により減少の傾向にある。

・標準使用年数
これらの改正については、平成12年4月1日以降の請負工事に係る機械経費、仮設材の積算について適用する。
・適用時期
最終的な調査数値は、表-3のとおりである。

建設機械等損料は積算として透明性・客觀性・妥当性を確保するため、近年の建設機械の保有形態、使用形態、売買実態の大きな変化に対応し、それらの実態等を的確に反映できるよう絶えざる検証をしていくことが必要である。今回の改正も含め、これまで主に建設機械の保有・取引形態、償却費及び管理費の実態を反映した改正を行つたところであるが、更に市場変化等を加味する方法について検討するなど、変化する社会情勢に適合した建設機械損料となるように今後も引き続き見直していくなければならないと認識している。また、本年度はダム施工機械等損料算定規準について実態を的確に反映しているかの検証を行い、必要に応じて改正することとする。

債権管理回収業に 関する特別措置法の 概要について(お知らせ)

2 法律の内容

(1) 特定金銭債権の定義(取扱債権の範囲)

「特定金銭債権」とは次に掲げるものをいう。(§21関係)

- ① 金融機関等(金融機関の連合会、政府系機関、保険会社、政令で定めるものを含む。)の有する貸付債権
- ② 特定債権等に係る事業の規制に関する法律に規定する特定債権

③ 金融機関等と政令で定める特殊の関係のある貸金業者の有する不動産担保付き事業者向け貸付債権

④ 金融機関等の有していた貸付債権

⑤ ①から④までに掲げる債権を担保する保証契約に基づく債権

⑥ 政令で定める者が⑤の保証債務を履行した場合に取得する求償権

⑦ これらに類するものとして政令で定めるもの

(2) 債権管理回収業等の定義

「債権管理回収業」とは、前記特定金銭債権について、これを譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって行う管理及び回収の業務をいうものとし(§2II関係)、「債権回収会社」とは、債権管理回収業の許可を受けた株式会社をいうものとする。(§2

債権管理回収業に関する特別措置法の概要

1 制定の目的

この法律は、特定金銭債権の処理が喫緊の課題となつている状況にかんがみ、許可制度を実施することにより弁護士法の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようになるとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とするものとする。(§1関係)

III 許可

- ① 債権管理回収業は、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければ、當むことができないものとする。(§3・4関係)
- ② 法務大臣は、許可の申請があつたときは、以下に掲げる基準に該当する場合を除き、許可しなければならないものとする。

(§5関係)
イ 資本の額が5億円に満たない株式会社
ロ 常務に従事する取締役のうちにその職務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有する弁護士がない

株式会社

- ハ 暴力団員等がその事業活動を支配し、あるいは、暴力団員等を業務に従事させる等のおそれのある株式会社
- 二 取締役等の中に、禁治産者・準禁治産者、破産者、一定の前科保有者、暴力団員等、又は債権管理回収業に関する不正又は不誠実な行為をするおそれがある者等が含まれている株式会社
- ホ 債権管理回収業を適正に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社
- ③ 許可に関する意見聴取等（§6関係）
- イ 法務大臣は、許可をしようとするときは、暴力団排除の観点に関する、あらかじめ警察庁長官の意見を聴くものとする。
- ロ 法務大臣は、許可をしようとするときは、弁護士である取締役の適格性に関する、あらかじめ日本弁護士連合会の意見を聴くものとする（あらかじめ所属弁護士会の推薦を得た場合を除く）。
- ④ 債権回収会社の権限等（§11関係）
- ① 債権回収会社は、委託者のために自己の名をもつて、当該債権の回収等に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有するものとする。
- ② 債権回収会社は、一定の裁判上の行為については弁護士に行わせなければならないものとする。
- ⑤ 業務の範囲（§12関係）
- 債権回収会社は、債権管理回収業及び一定の付随業務等以外の業務を営むことができないものとし、兼業について法務大臣の承認を受けたときは、この限りでないものとする。
- ⑥ 商号（§13関係）
- 債権回収会社の商号中に債権回収という文字の使用義務を課し、債権回収会社でない者による類似商号の使用を禁止するものとする。
- ⑦ 罰則等（§33～37関係）
- 所要の罰則等に関する規定を置くものとする。

3 その他

- (1) 施行期日（附則§1関係）
- 公布後6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (2) 検討（附則§7関係）
- この法律の規定については、施行後5年を目途として、実施状況等を勘案しつつ検討を加えるものとする。（附則§7関係）
- (3) その他所要の規定の整備を行ふものとする。
- 1 貸付債権の主体（1条）
- 法2条1項1号に掲げる者（以下「金融機関等」という。）に類するものとして、外国銀行支店、商工組合中央金庫、都道府県、環境事業団、地域振興整備公団、社会福祉・医療事業団、年金福祉事業団、情報処理振興事業協会、基盤技術研究促進センター、外国保険会社等、共済農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会、証券会社（外国証券会社を含む。）、協同住宅ローン株式会社（貸金業法の適用除外とされている住専）を対象となる貸

7 業務規制（§14～21関係）

- ① 名義貸しの禁止
- ② 弁済時の受取証書交付及び債権証書の返還義務
- ③ 相手方の請求があつた場合における商号や取立て従事者名等の明示義務
- ④ 業務遂行に当たり、人を威迫し又はその私生活・業務の平穏を害するような言動により、相手方を困惑させる行為の禁止
- ⑤ 業務遂行に当たり、暴力団員等を業務に従事させ又はこれらを業務の補助として使用する行為の禁止
- ⑥ 債権の管理・回収に当たり偽りその他不正の手段を用いることの禁止
- ⑦ 報告及び立入り（§22関係）
- ① 法務大臣による報告徴収・立入検査等を規定するものとする。
- ② 警察庁長官による、暴力団の関与の有無を確認するために必要な限度での報告徴収・立入検査等を認め、その結果を法務大臣に通報するものとする。
- ⑧ 監督処分等（§23、24関係）
- 法務大臣は、本法の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとする。
- ⑨ 協力依頼等（§26関係）
- 法務大臣は、暴力団排除の観点から、法務大臣に対して適当な措置をとるべき旨の意見を述べができるものとする。
- ⑩ 法務大臣への意見（§27関係）
- 警察庁長官は、暴力団排除の観点から、法務大臣に対する援助措置等（§28、29関係）
- ⑪ 法務大臣への意見（§27関係）
- 警察庁長官は、暴力団排除の観点から、法務大臣に対する援助措置等（§28、29関係）
- ⑫ 援助措置等（§28、29関係）
- 警察庁長官による債権回収会社に対する援助措置及び債権回収
- 付債権の主体として規定すること。（法2条1項1号ヲ関係）
- 2 金融機関等との特殊の関係のある者（20条）
- 銀行法上の基準と平仄を合わせ、実質的支配基準により、金融機関等と特殊の関係のある者を規定し、対象債権の主体となり得る貸金業者の範囲を画すること。（法2条1項3号関係）
- 3 求債権の主体（3条）
- 対象債権となる求債権の主体として、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、農林漁業信用基金、産業基盤整備基金、通信・放送機関等の特殊法人又は認可法人のほか、金融機関等、法2条1項1号から4号までに規定する債権に係る債務の保証を行うことを業務とする法人を規定すること。（法2条1項6号関係）
- 4 その他の特定金銭債権（4条）
- 以下の債権を特定金銭債権に加えること。（法2条1項7号関係）
- ① 金融機関等が貸付債権の債務者に対して有していた貸付債権以外の金銭債権であって、貸付債権と同一の担保権により担保されているもの
- ② 金融機関等が貸付債権の債務者に対して有していた貸付債権以外の金銭債権であって、貸付債権と同一の担保権により担保され、貸付債権とともに譲渡されたもの
- ③ 金融機関等が不動産を割賦販売した場合の代金債権
- ④ 証券等利用による1～2回払いの割賦購入あつせん又は割賦販売類似の契約に基づく債権
- ⑤ 金融機関系列で、破産宣告を受け、又は会社更生法の適用を受けた貸金業者の有する貸付債権

5 付随業務（50条）

債権回収会社の行い得る付随業務として、「特定金銭債権の担保不動産及び隣地の売買、交換若しくは貸借又はその代理若しくは媒介を行う業務」を規定すること。（法12条2号関係）

11条（債権の管理又は回収に当たり明らかにすべき事項）債権回収会社の業務従事者が相手方から請求を受けた場合に明らかにすべき事項を規定すること。

12条（身分証明書の携帯等）債権回収業の実施業務に従事する者に対し、身分証明書の携帯・提示義務を規定すること。

13条（広告の規制）虚偽広告等が禁止される対象事項を定めること。

14条（委任状の記載事項）白紙委任状取得の禁止について、白紙と

する事が許されない記載事項を定めること。

15条（業務に関する規制）委託者のために收受した弁済金と自己の

財産との分別管理義務、債務者等の信用情報を業務上の用途外に使用することの禁止、標識掲示義務など債権回収会社の業務

に関する規制を定めること。

16条（業務に関する帳簿書類）作成・保存が義務付けられる帳簿書類の内容等を規定すること。

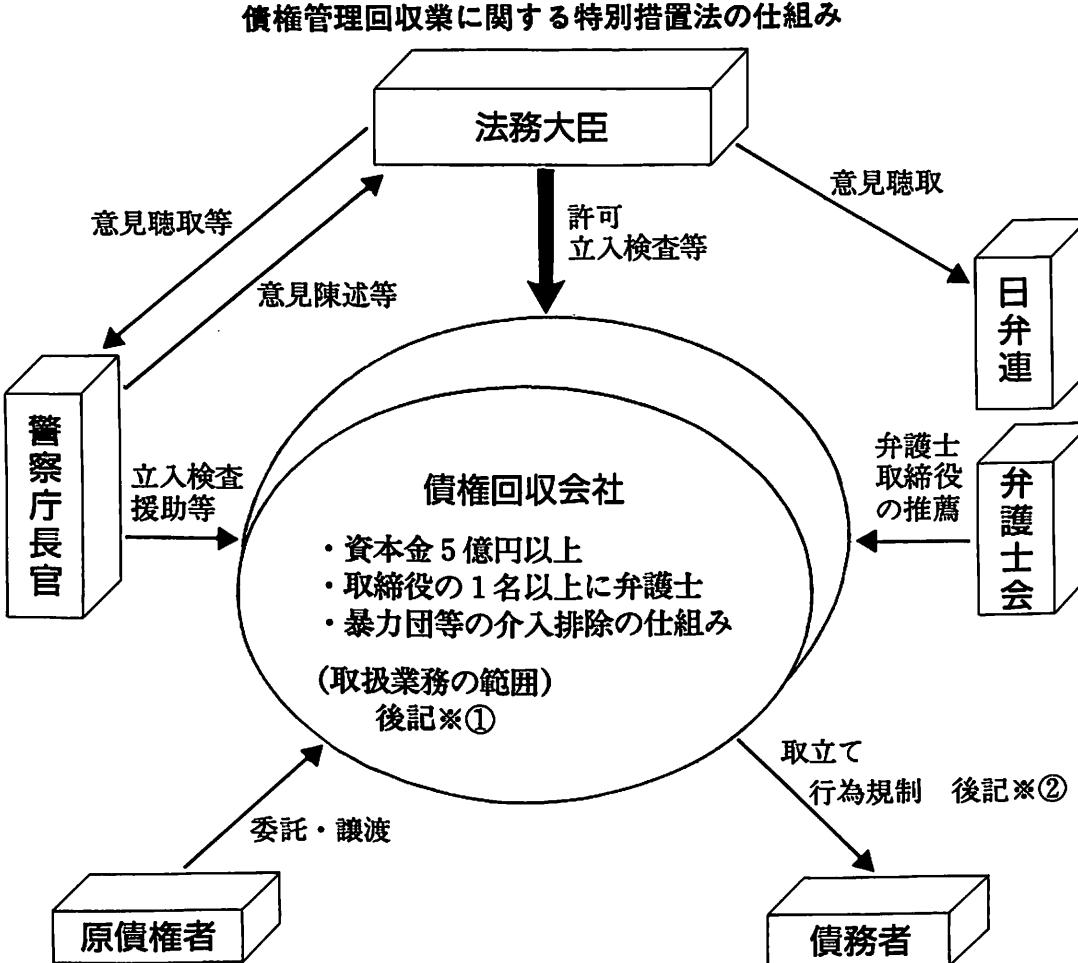
17条（事業報告書の様式等）事業年度ごとの提出が義務付けられて

いる事業報告書の様式及び添付書類を定めること。

18条（職員の身分証明書の様式）立入検査等に従事する法務省職員の身分証明書の様式を定めること。

19条（公告の方法）監督処分の公告を官報による旨規定すること。

- 1条（特殊の関係のある者）施行令2条2項に規定する「親法人等」、同条3項に規定する「関連法人等」を実質的支配基準により定義すること。
- 2条（許可の申請）許可申請書の様式を定めること。
- 3条（許可申請書のその他の記載事項）許可申請書の記載事項を定めること。
- 4条（許可申請書の添付書類）許可申請書の添付書類を定めること。
- 5条（変更の届出等）許可申請書記載事項の変更以外に届出義務が課される場合を規定すること。
- 6条（営業譲渡等の認可申請）認可申請書の様式及び添付書類を定めること。
- 7条（合併の認可申請）認可申請書の様式及び添付書類を定めること。
- 8条（廃業の届出等）廃業等の届出書の様式及び添付書類を定めること。
- 9条（兼業の承認申請）承認申請書の様式及び添付書類を定めること。
- 10条（受取証書の記載事項）債権回収会社に弁済受領時における交付義務が課されている受取証書の記載事項を定めること。



※①(取扱業務)

- 委託を受けて又は譲り受けて行う次の債権の管理及び回収
 - 金融機関等の有する貸付債権
 - リース・クレジット債権
 - 金融機関等の系列の資金業者の有する一定の貸付債権
 - 金融機関等の有していた貸付債権
 - 保証契約に基づく債権
 - 求債権
 - その他政令で定めるもの
- 政令で定める付随業務

※②(行為規制)

- 業務遂行に当たり、人を威迫し又はその私生活・業務の平穏を害するような言動により、相手方を困惑させる行為の禁止
- 業務遂行に当たり、暴力団員を業務に従事させ又はこれらを業務の補助として使用する行為の禁止
- 回収にあたり偽りその他不正の手段を用いることの禁止
- 虚偽表示、誇大広告の禁止
- 裁判上の行為については弁護士に追行させるなど

債権管理回収業の営業を許可した株式会社

法務省 債権回収監督室

許可番号	営業許可年月日	商 号	代 表 者	本 店 所 在 地	電 話 番 号
21	平成11年9月3日	ジャックス 債権回収サービス株式会社	筒井正三	〒141-0031 東京都品川区西五反田2-12-19	03- 5434-9571
22	平成11年9月17日	日債銀債権回収株式会社	石川 力	〒102-0073 東京都千代田区九段北1-4-1	03- 3265-0456
23	平成11年9月29日	キャピタル・サーヴィシング 債権回収株式会社	カール・ ニコラス・ エヴァレット	〒100-0014 東京都千代田区永田町2-14-3	03- 5512-3700
24	平成11年9月29日	株式会社ロンバード債権回収	ショミット・ フレデリック・ カツロ	〒104-0061 東京都中央区銀座3-4-1	03- 3535-1212
25	平成11年10月25日	エスジー債権回収株式会社	若林和仁	〒102-0093 東京都千代田区平河町1-1-8	03- 3288-7420
26	平成11年11月11日	株式会社沖縄債権回収サービス	森田恒勝	〒900-0036 沖縄県那覇市西1-19-7	098- 860-4393
27	平成11年11月29日	エー・シー・エス 債権管理回収株式会社	西山敏長	〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-1	03- 5281-2026
28	平成12年2月10日	フロンティア債権回収株式会社	野々下伊津巳	〒164-0012 東京都中野区本町2-46-1	03- 3373-5111
29	平成12年2月10日	パシフィック債権回収株式会社	葛西晴夫	〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-13-6	03- 5371-3955
30	平成12年3月31日	栄光債権回収株式会社	神崎良治	〒220-0834 神奈川県横浜市神奈川区台町 17-1	045- 317-3511
31	平成12年3月31日	ミレニアム債権回収株式会社	中脇謙治	〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-7	03- 5512-5155
32	平成12年4月14日	株式会社 ジャパンファイナンス債権回収	疋田晴巳	〒101-0047 東京都千代田区内神田2-15-9	03- 5289-0660
33	平成12年4月14日	卯浩債権回収株式会社	椿 熊	〒160-0004 東京都新宿区四谷4-24	03- 5361-8608
34	平成12年6月6日	シェーピーエヌ 債権回収株式会社	深沢教泰	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-17-8	03- 5992-1119
35	平成12年6月8日	株式会社 日賀信債権回収サービス	松本茂	〒103-0027 東京都中央区日本橋2-1-10	03- 3271-4456
36	平成12年6月29日	エス・シー・シェイ 債権回収株式会社	木下泰	〒107-0052 東京都港区赤坂1-6-14	03- 3560-5156
37	平成12年8月8日	中央債権回収株式会社	荒木宣央	〒104-0054 東京都中央区勝どき2-11-9	03- 5547-2100
38	平成12年8月8日	やまびこ債権回収株式会社	向井益男	〒380-0936 長野市大字中御所岡田218-14	026- 224-3982
39	平成12年9月25日	株式会社ディーシー債権回収	安保隆一	〒150-8015 東京都渋谷区道玄坂1-3-2	03- 5489-6380
40	平成12年9月25日	総合債権回収株式会社	木村陽一	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-6-10	03- 5640-4071

許可番号	営業許可年月日	商 号	代 表 者	本 店 所 在 地	電 話 番 号
1	平成11年4月6日	プレミア債権回収株式会社	田島義資	〒105-0011 東京都港区芝公園1-3-1	03- 3578-7300
2	平成11年4月6日	日本債権回収株式会社	山本 喻	〒102-8503 東京都千代田区麹町5-2-1	03- 5877-5111
3	平成11年4月6日	東京債権回収株式会社	熊崎正宏	〒105-0003 東京都港区西新橋1-20-10	03- 3593-6681
4	平成11年4月6日	シーエムエーシー・コマーシャル・ モーゲージ債権管理回収株式会社	平井幹久	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル	03- 3237-5611
5	平成11年5月6日	三洋信販債権回収株式会社	都筑誠	〒105-0014 東京都港区芝1-4-7 ニチガビル5階	03- 5765-6181
6	平成11年5月13日	日本リース債権回収株式会社	田中孝平	〒104-8129 東京都中央区銀座2-9-4	03- 3566-8256
7	平成11年6月1日	ニッテレ債権回収株式会社	本田亮朋	〒108-0023 東京都港区芝浦3-16-20	03- 3769-4611
8	平成11年6月1日	エムシーエス 債権管理回収株式会社	杉本啓治	〒136-0071 東京都江東区曳舟1-7-6	03- 3638-9441
9	平成11年6月1日	株式会社整理回収機構	鬼追明夫	〒164-0012 東京都中野区本町2-46-1	03- 3299-7351
10	平成11年6月14日	さくら 債権回収サービス株式会社	府川太郎	〒104-0045 東京都中央区築地3-16-9	03- 3544-6003
11	平成11年6月14日	オリックス債権回収株式会社	田代正明	〒105-6135 東京都港区浜松町2-4-1	03- 3435-3240
12	平成11年7月1日	株式会社港債権回収	津留崎正	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスター	03- 5469-4488
13	平成11年7月1日	株式会社アトリウム 債権回収サービス	吉田道生	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-17-8	03- 5951-6827
14	平成11年7月1日	やまと債権管理回収株式会社	清水敏聖	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-3-2	03- 3287-2100
15	平成11年7月1日	アムレスコ・ジャパン 債権回収株式会社	ロバート・ フランシス・III・ コリンズ	〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-11-10	03- 5776-4700
16	平成11年7月28日	グローバル債権回収株式会社	田中剛	〒163-0241 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル41階	03- 5326-2481
17	平成11年8月13日	ハドソン・ジャパン 債権回収株式会社	カガワ・ ジェームス・ ヒデオ	〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-5 虎ノ門45森ビル4階	03- 5776-8666
18	平成11年8月13日	シー・シー・シー 債権回収株式会社	玉木英治	〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6-9	03- 3222-0490
19	平成11年8月13日	シーエム 債権回収サービス株式会社	林柏男	〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-14	03- 3501-9782
20	平成11年9月3日	株式会社 山田債権回収管理総合事務所	山田晃久	〒220-0004 横浜市西区北幸1-1-15 横浜STビル18階	045- 325-3911

1. コンピュータの導入について

(1) パソコン設置について

①パソコン設置の有無

回答	社数
PC設置有り	640
PC設置なし	63
無回答	25
計	728

②パソコン設置有りと回答した社の県別パソコン保有社数

県名	FC設置社数	PC設置率	設置PC総数	県名	FC設置社数	PC設置率	設置PC総数
北海道	50	92.6%	2,157	大阪府	49	89.1%	661
青森県	11	73.3%	178	奈良県	3	100.0%	55
秋田県	12	85.7%	106	兵庫県	23	76.7%	261
岩手県	8	80.0%	38	和歌山県	10	66.7%	73
宮城县	26	83.9%	162	滋賀県	10	76.9%	81
山形県	10	100.0%	87	京都府	4	66.7%	31
福島県	19	86.4%	161	広島県	19	90.5%	124
東京都	56	93.3%	3,068	岡山县	11	100.0%	125
千葉県	18	94.7%	377	山口県	6	85.7%	127
埼玉県	16	94.1%	86	鳥取県	4	100.0%	14
山梨県	—	—	—	島根県	3	75.0%	124
神奈川県	30	93.8%	174	徳島県	2	100.0%	22
長野県	14	100.0%	199	香川県	7	87.5%	91
茨城県	7	100.0%	24	愛媛県	7	87.5%	31
群馬県	7	77.8%	253	高知県	1	100.0%	10
新潟県	15	83.3%	99	福岡県	21	77.8%	452
栃木県	12	100.0%	169	佐賀県	4	100.0%	42
静岡県	16	76.2%	787	長崎県	5	62.5%	29
愛知県	32	88.9%	424	熊本県	8	80.0%	100
三重県	7	100.0%	150	大分県	4	100.0%	67
岐阜県	6	85.7%	47	宮崎県	5	100.0%	73
富山县	10	83.3%	79	鹿児島県	7	87.5%	95
石川県	21	95.5%	199	沖縄県	10	90.9%	128
福井県	14	100.0%	63	計	640	87.9%	11,903

※PC設置率は分母を回答社数で算出した

コンピュータの導入・使用状況調査報告について

前回の企画調査委員会（H12／8）において、ネットワーク拡充に向けて会員のコンピュータの導入・使用状況を調査することが決定された。

事務局ではこれを受けて平成12年9月～10月に上述の調査を実施し、その結果をまとめたものです。

調査期間 平成12年9月1～10月20日

回答状況 調査対象社数 正会員1,231社

回答数 728社

回答率 59%

（回答は重複を含む）

県別回答率

県名	正会員数	回答社数	回答率	県名	正会員数	回答社数	回答率
北海道	87	54	62.1%	大阪府	95	55	57.9%
青森県	21	15	71.4%	奈良県	4	3	75.0%
秋田県	21	14	66.7%	兵庫県	50	30	60.0%
岩手県	30	10	33.3%	和歌山県	26	15	57.7%
宮城県	48	31	64.6%	滋賀県	23	13	56.5%
山形県	14	10	71.4%	京都府	13	6	46.2%
福島県	37	22	59.5%	広島県	41	21	51.2%
東京都	109	60	55.0%	岡山县	17	11	64.7%
千葉県	26	19	73.1%	山口県	17	7	41.2%
埼玉県	33	17	51.5%	鳥取県	8	4	50.0%
山梨県	1	0	0.0%	島根県	4	4	100.0%
神奈川県	53	32	60.4%	徳島県	2	2	100.0%
長野県	28	14	50.0%	香川県	13	8	61.5%
茨城県	15	7	46.7%	愛媛県	11	8	72.7%
群馬県	14	9	64.3%	高知県	2	1	50.0%
新潟県	34	18	52.9%	福岡県	48	27	56.3%
栃木県	26	12	46.2%	佐賀県	7	4	57.1%
静岡県	26	21	80.8%	長崎県	16	8	50.0%
愛知県	58	36	62.1%	熊本県	13	10	76.9%
三重県	12	7	58.3%	大分県	10	4	40.0%
岐阜県	11	7	63.6%	宮崎県	10	5	50.0%
富山县	25	12	48.0%	鹿児島県	13	8	61.5%
石川県	31	22	71.0%	沖縄県	12	11	91.7%
福井県	16	14	87.5%	計	1,231	728	59.1%

※正会員数は10月末現在の会員数で算出した

(3) インターネットへの継続

①接続状況

回答	社数
接続有り	451
接続なし	265
無回答	12
計	728

(2) オフコン設置について

①オフコン設置の有無

回答	社数
オフコン設置有り	310
オフコン設置なし	271
無回答	147
計	728

②インターネット接続ありと回答した社の県別インターネット接続社数と接続率

県名	接続あり社数	接続率	県名	接続あり社数	接続率
北海道	33	62.1%	大阪府	33	60.0%
青森県	11	73.3%	奈良県	3	100.0%
秋田県	6	42.9%	兵庫県	14	46.7%
岩手県	6	60.0%	和歌山県	8	53.3%
宮城県	15	48.4%	滋賀県	9	69.2%
山形県	6	60.0%	京都府	3	50.0%
福島県	10	45.5%	広島県	9	42.9%
東京都	45	75.0%	岡山県	8	72.7%
千葉県	10	52.6%	山口県	5	71.4%
埼玉県	11	64.7%	鳥取県	1	25.0%
山梨県	—	—	島根県	3	75.0%
神奈川県	24	75.0%	徳島県	2	100.0%
長野県	10	71.4%	香川県	6	75.0%
茨城県	4	57.1%	愛媛県	4	50.0%
群馬県	6	66.7%	高知県	1	100.0%
新潟県	14	77.8%	福岡県	16	59.3%
栃木県	9	75.0%	佐賀県	4	100.0%
静岡県	9	42.9%	長崎県	3	37.5%
愛知県	22	61.1%	熊本県	4	40.0%
三重県	5	71.4%	大分県	4	100.0%
岐阜県	6	83.7%	宮崎県	2	40.0%
富山县	9	75.0%	鹿児島県	6	75.0%
石川県	15	68.2%	沖縄県	8	72.7%
福井県	9	64.3%	計	451	62.0%

※接続率は分母を回答社数で算出した

②オフコン設置有りと回答した社の県別パソコン保有社数

県名	OC設置社数	OC設置率	設置OC総数	県名	OC設置社数	OC設置率	設置OC総数
北海道	14	25.9%	55	大阪府	30	54.5%	108
青森県	7	46.7%	9	奈良県	1	33.3%	2
秋田県	7	50.0%	24	兵庫県	18	60.0%	63
岩手県	4	40.0%	10	和歌山県	6	40.0%	17
宮城県	11	35.5%	23	滋賀県	8	61.5%	13
山形県	2	20.0%	3	京都府	4	66.7%	20
福島県	5	22.7%	23	広島県	11	52.4%	24
東京都	33	55.0%	326	岡山県	1	9.1%	8
千葉県	9	47.4%	18	山口県	2	28.6%	10
埼玉県	8	47.1%	47	鳥取県	3	75.0%	4
山梨県	—	—	—	島根県	3	75.0%	35
神奈川県	13	40.6%	28	徳島県	1	50.0%	1
長野県	6	42.9%	40	香川県	3	37.5%	3
茨城県	2	28.6%	11	愛媛県	1	12.5%	5
群馬県	7	77.8%	11	高知県	0	0.0%	0
新潟県	8	44.4%	28	福岡県	12	44.4%	26
栃木県	1	8.3%	1	佐賀県	2	50.0%	2
静岡県	8	38.1%	57	長崎県	3	37.5%	12
愛知県	20	55.6%	112	熊本県	7	70.0%	15
三重県	2	28.6%	3	大分県	1	25.0%	5
岐阜県	5	71.4%	22	宮崎県	4	80.0%	5
富山县	6	50.0%	17	鹿児島県	2	25.0%	2
石川県	7	31.8%	12	沖縄県	0	0.0%	0
福井県	2	14.3%	16	計	310	42.6%	1,276

※OC設置率は分母を回答社数で算出した

全建リース総合賠償制度支部別加入状況

(2000年10月計上分まで)

(単位:円)

支部名	会員数 (在本社)	基本プラン		オペミス・ユーザ特		合 計 基本+オペ・ユーザ	加入率 (%)
		加入	掛 金	加入	掛 金		
北海道	75	17	3,435,000	16	8,665,860	分1 12,100,860	22.7
青森	15	6	980,000	6	1,730,000	2,710,000	40.0
秋田	18	7	1,048,330	7	1,976,670	3,025,000	38.9
岩手	25	5	751,670	4	637,500	1,389,170	20.0
宮城	42	10	1,543,330	9	2,143,330	3,686,660	23.8
山形	10	9	1,246,670	9	2,240,000	3,486,670	90.0
福島	28	7	1,257,500	4	1,200,000	2,457,500	25.0
茨城	—	—	—	—	—	—	—
群馬	11	1	130,000	1	120,000	250,000	9.1
栃木	19	1	160,000	1	160,000	320,000	5.3
新潟	29	8	1,241,670	6	1,553,330	2,795,000	27.6
東京	183	32	4,662,450	19	9,329,120	分5 13,991,570	17.5
神奈川	47	4	467,500	2	950,000	分1 1,417,500	8.5
長野	30	2	260,000	2	610,000	分1 870,000	6.7
静岡	24	6	870,000	5	1,060,000	1,930,000	25.0
中部	80	22	3,653,330	16	4,540,000	8,193,330	27.5
富山	18	3	550,000	2	370,000	920,000	16.7
石川	26	2	280,000	1	130,000	410,000	7.7
福井	14	4	596,670	3	640,000	1,236,670	28.6
滋賀	23	2	330,000	1	240,000	570,000	8.7
京都	11	0	0	0	0	0	0
大阪	104	5	1,020,000	2	1,550,000	2,570,000	4.8
兵庫	32	8	1,060,000	4	1,550,000	2,610,000	25.0
和歌山	22	0	0	0	0	0	0
中國	81	5	630,000	2	570,000	1,200,000	6.2
四国	27	8	1,311,660	3	960,000	2,271,660	29.6
九州	109	17	2,399,170	15	6,289,170	8,688,340	15.6
沖縄	13	6	768,333	5	1,458,333	2,226,666	46.2
合 計	1,116	197	30,653,283	145	50,673,313	分8 81,326,596	17.7

(4) インターネットへの接続環境

①インターネットへ接続なしと回答した社の、今後の接続予定

回答	社数
接続環境は整っている	147
接続環境は整っていない	195
今後接続予定有り	75
今後接続予定なし	120
計	342

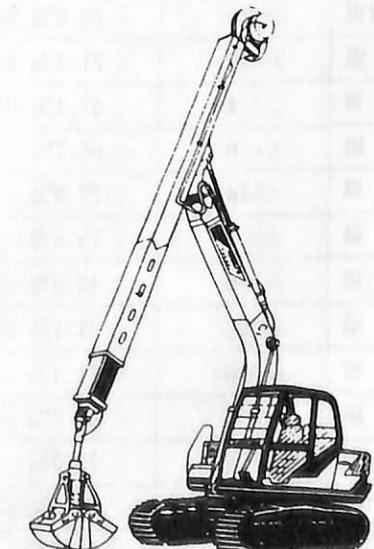
※(3)①で「接続なし」と回答した社数265社と回答数計が整合しなかった

2. コンピュータの使用目的

①コンピュータの使用目的(複数回答可)

使用目的	社数	使用率
1 文書作成	607	94.8%
2 各種伝票発行	539	84.2%
3 財務管理	440	68.8%
4 顧客管理	540	84.4%
5 給与管理	359	56.1%
6 機械整備管理	391	61.1%
7 原価管理	311	48.6%
8 経営分析	280	43.8%
9 銀行とのデータ交換	211	33.0%
10 経営計画策定	176	27.5%
11 インターネット活用	382	59.7%
12 電子メール	354	55.3%
13 FAXの代用	76	11.9%
14 その他	32	5.0%

※使用率分母はPC設置有り社数640として算出



=お知らせ=

会員代表者各位

12全中発1022号
平成12年10月12日

全国中小企業団体中央会

外形標準課税導入反対運動へのご協力方 お願いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本会では、法人事業税への外形標準課税導入について、中小企業及びわが国経済に及ぼす悪影響が極めて重大かつ深刻であることから、絶対反対の立場をとっており、他の中小企業団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国商店街振興組合連合会）とも連携し、かねてより積極的な反対運動を展開しておりますが、これから12月上旬にかけて、自由民主党税制調査会等の場において、来年度税制改正に向けて導入論議の山場を迎えることとなります。

つきましては、貴団体におかれましても、機会あるごとに、貴会関係国会議員等に対し、外形標準課税導入反対を強力にアピールして頂きますとともに、このほど、PR用版下を別紙のとおり作成致しましたので、貴機関誌・紙（11月号又は12月号）等への掲載方につき、特段のご高配を頂きたくお願い申し上げます。

敬具

厚生年金基金からのお知らせ

1. 平成11年度年金経理決算概要

●平成11年度収支

①掛金等収入	5,011,930,697円
②給付費等支出	1,171,385,203円
③当年度増加資産（①-②）	3,840,545,494円
④前年度末数理債務（将来の給付に備えて、10年度末の時点で積み立てておくべき額）	21,317,957,000円
⑤当年度末数理債務（将来の給付に備えて、11年度末の時点で積み立てておくべき額）	23,778,502,000円
⑥数理債務増加額（⑤-④ 平成11年度中に増えた数理債務額）	2,460,545,000円
⑦当年度剩余金（③-⑥）	1,380,000,494円

●平成11年度末資産

①流动資産（預貯金等）	394,318,167円
②固定資産（生保、信託等に運用委託している額で時価の金額）	24,771,109,899円
③流动負債（運用手数料等で未払いのもの）	15,902,283円
④支払準備金（給付費等で未払いのもの）	296,167,741円
⑤純資産額（①+②-③-④）	24,853,358,042円

●当年度剩余金の処理

繰越不足金305,144,452円に充当し、残りの1,074,856,042円を翌年度へ繰り越し、別途積立金とします。

●当年度剩余金が発生した原因

運用手数料等を差し引いた後の実質的な運用利回りが11.89%で予定利率5.5%を大幅に上回ったことが主な原因です。

●資産運用状況

平成11年度末の実質的な運用利回りが大幅に改善されたのは、年度末に国内株式の株価が上昇したことによるものです。

平成10年度の途中において、運用の方法を一部変更したことによる効果が現れたといえます。

本年度も7月以降に資産運用検討委員会を2回開きまして、受託会社の運用実績に応じて委託割合を変更するなどの見直しを行ったところです。

今後も資産運用検討委員会でより良い運用方法を検討していきます。

2. 積立水準の検証

当基金の積立金が、将来の給付に必要な額を満たしているか否かを検証した結果、次のとおり一定の基準を満たしていることが解りました。

	基 準	当 基 金			責 任 準 備 金：決算時点における必要積立額であり、現在および将来の加入員の収入支出を見込んで算出した額（加算部分を含む）
		当 年 度	前 年 度	増 減	
純資産額 責任準備金	1.00以上	1.07	1.01	0.06	最低責任準備金：決算時点における必要積立額であり、現在および将来の加入員の収入支出を見込んで算出した額（加算部分を含まない）
純資産額 最低責任準備金	1.05以上	1.41	1.34	0.07	最低積立基準額：将来の掛金収入を見込まずに決算時点の加入員、待期者、受給者に将来支払うべき額（加算部分を含む）を基に算出した必要積立額
純資産額 最低積立基準額	1.00以上	1.10	1.07	0.03	

古川 山田 野崎 伊原
北海道支部

太郎 大輔 幸一 正明

谷 酒井 高西 太田 脇本

隼人 昌幸 知宏 広樹

伊藤 奥貫 播磨 小石川 田川

昭吾 伸也 新一 亨一 恒一

田中 猪股 金山 畠中 平川

秀和 志朗 俊治 幸夫 智貴

佐藤 桜田 藤崎 高野 玉川

勝則 勝浩 伸司 勝彦 俊哉

古谷 小林 豊田 藤井 奥山

敬二 潤 広美 勝 兼一

古川 大野 菊池 岡崎 水口

健二 正和 幹文 靖広 靖之

「平成十二年度可搬形発電機整備技術者 合格者名簿」

支部名	受験者数	合格者数
北海道	62	62
青森	13	13
秋田	0	0
岩手	8	8
宮城	15	15
山形	0	0
福島	4	4
新潟	4	4
群馬	5	5
栃木	2	2
東京	82	82
神奈川	10	10
長野	0	0
静岡	20	20
中部	14	14
富山	1	1
石川	20	20
福井	0	0
滋賀	0	0
京都	1	1
大阪	15	15
和歌山	0	0
兵庫	2	2
中国	41	41
四国	16	15
九州	22	22
沖縄	15	15
合計	372	371

平成十二年度可搬形発電機整備技術者認定試験は、六月十三日より

合格者は三七一名であった。

NEWS

平成十二年度可搬形発電機整備技術者 試験合格者

—ストップ 外形標準課税!!—

外形標準課税の全国一律導入に反対します

東京都の銀行に対する外形標準課税導入の発表を契機として、外形標準課税の全国一律導入の動きがでています。外形標準課税の導入は、中小企業の経営にとって極めて影響の大きい深刻な問題で、かねてより以下の理由から導入には断固反対してきました。

外形標準課税には
次のような問題があります

◎ 大多数の中小企業にとって課税強化となる

外形標準課税は、企業の利益の有無にかかわらず課税するもので、赤字法人（約160万社、うち99%は中小法人）はもとより、収益性の低い中小黒字法人までも増税となり、中小企業にとって課税強化となることは必至です。

◎ 中小企業の税負担割合が増大する

所得金額をベースとする現行の法人事業税の中小企業と大企業との税負担割合は、現在約4対6ですが、外形標準課税が導入されると逆に約6対4となり、中小企業が極めて重い税負担を強いられます。

◎ 納税コストが増大する

行政の徴税コスト増を招くばかりでなく、特に中小企業にとっては、煩瑣な申告手続など納税コストが増大します。

◎ ベンチャー企業の育成などの創業支援政策に逆行する

ベンチャー企業など、いまだ収益力が弱く、資本蓄積を必要としている新規創業企業の税負担を増大させ、その成長発展を阻害しかねず、これは新規創業を支援することで経済の再生を図ろうという政府の方針に逆行するものです。

◎ 景気回復に水を差す

資金、固定資産等を課税標準とする外形標準課税は、企業の雇用や投資活動を抑制し、企業に重い固定費負担をかけることになり、景気回復に水を差します。

◎ 二重の応益負担となる

応益課税としては、赤字法人も含めて、既に法人住民税（均等割）や固定資産税等を負担しています。法人事業税について、応益という面から外形標準課税を導入するのは明らかに二重の負担を強いるものです。

◎ 國際的潮流に反する

大競争時代の中で、税体系についても国際的調和が求められていますが、すでに、ドイツでは廃止されており、フランスや米国ミシガン州でも廃止が決定されている外形標準課税の導入は、こうした流れに逆行します。

中部支部												青森支部												青森支部																																																			
佐藤	笠井	富澤	照井	田畠	大野	猪島	山本	植田	宮崎	黒石	丹保	加藤	清水	工藤	吉岡	中島	竹ノ下	鈴木	中西	森下	玉田	三須	西村	竹田	中條	菅井	千葉	浜田	市村	鎌田	藤原	広田	佐藤	佐々木	鳥潟	佐々木	千葉	外崎	八幡	下田	蟹沢	栗山	吉川	細谷	小野	伊藤	斎藤	三上	小笠原																										
克郎	辰男	和義	克己	敏和	裕幸	隆司	悟史	景久	裕将	英二	芳生	清美	堅次	勝寿	浩通	敏昭	淳生	雄一	明壽	和文	稔	和外	宣仁	剛	康裕	泰文	克彦	惠治	芳則	浩一	万里	敬愛	真人	昌徳	忠昭	理輝	義明	幸一	美智也	邦雄	操	雅志	厚司	通哉	慎	忠一	哲則																												
喜輝	宏行	守	宏幸	信広	久芳	伸一	透	友和	晋也	雅昭	恭孝	威直	人陽	平淳	世茂	稔一	治育	正人	誠	晃裕	孝介	俊行	悦史	塊一	義弘	寿和	党義	洋武	義明	洋武	啓友	雅道	一康	和久	和文	祐樹	喜代二	修利	勝行	明寿	正樹	一	青森支部																																
内田	松本	坪田	中国支部	田淵	井村	兵庫支部	三村	黒田	益富	玉井	内田	未田	中村	長谷川	馬場園	渡辺	森田	半田	田辺	柴田	小野	大阪支部	京都支部	中久保	群馬支部	金井	大竹	田中	内藤	山口	新潟支部	福島支部	菅原	青野	永野	佐藤	藤井	今田	渡部	阿部	青柳	阿部	四ノ宮	力石																															
正一	隆文	力	典彦	亮大	明榮	一秀	治則	信行	榮博	保廣	洋友	義昇	市光	宏龍	英彦	仁	武利	偉智	義雄	逸忠	守	政秀	都男	有希	美記雄	照夫	隆司	智之	義彦	剛二	浩樹	幸繼	浩進	哲也	了治	青森支部																																							
貞忠	西正	豊田	白木	松本	清水	小園	吉田	渡辺	村上	岡野	相野	三上	石橋	川河	内津	前部	三島	赤岸	大岡	津久	朽谷	宇都宮	水井	田辺	橋野	柴田	上野	藤澤	傅田	甲斐	良川	星野	網代	齋藤	諭訪	大森	鳴島	河村	野澤	林	高久	木野	女池	東京支部	木村	秋山	山崎	植竹	後藤	押見	五十嵐	青森支部																							
司正	弥顯	成利	幹勝	和幸	浩貴	秀樹	仁正	志金	秀臣	憲和	伸弘	光司	俊俊	渡和	栄治	俊司	孝次	敏義	尚尚	曉和	伸	敬久	宏信	猛孝	治嘉	英一	勝宏	裕巖	由浩	豊聰	知道	昌士	武之	康一	和則	利昭	信一	浩巧	康洋	青森支部																																			
一色	上村	浜竹	大田	新山	横谷	山崎	尾崎	武川	吉田	幡上	森川	西森	部	吉矢	土居	安部	安成	山本	石丸	高岸	守田	山崎	阿部	四國支部	政雄	博文	努陽	平俊	洋光	真孝	正良	大介	浩一郎	進一	榮二	和弘	浩司	真治	公人	伸二	正男	延将	真二	泰道	尚之	裕史	木内	吉村	佐橋	小山	天野	栗野	堤	渋川	今村	京本	小田島	石橋	山田	波多腰	黒田	井出	飯島	小高	佐藤	山口	加藤	大森	岡崎	長澤	清水	目黒	竹田	上杉	青森支部
神谷	田場	金城	沖縄支部	相戸	永田	園山	内土	川井	瀬戸合	屋竹	嶋佐	藤吉	留内	水田	奥野	早田	酒井	陣内	山崎	橋本	永野	原田	柴田	九州支部	裕哲	豊久	志久	司英	樹淳	要弘	小次	次司	英樹	淳鑄	弘要	三	瑞輝	健一郎	嘉文	久則	豊彦	惠二	新一	瑞輝	一也	洋平	章朗	晶亮	裕契	英誠	眞英	欣也	武彦	克彦	和義	豊潤	弘潤	靖司	裕人	誠直	樹祐	市大地	彰彦	謙吾	高廣	貴嗣	克之	青森支部							
儀部	大城	真喜志	志喜志	大城	真	宮里	仲地	宮城	大城	照屋	砂辺	伊佐	上間	西里	孝健	康仁	政治	忠亮	幸永	豊豊	瑞輝	眞一郎	和幸	静岡支部	松本	樋口	太田	高村	若林	玉井	嘉根	日野	多久野	高橋	泉山	二見	吉田	山内	上野	高倉	赤井	山下	二田	渡部	山田	北原	谷川	坂田	青森支部																										
孝健	健一郎	嘉文	久則	豊彦	惠二	新一	瑞輝	眞一郎	和幸	眞二	和幸	洋平	博	幹夫	秀典	則成	浩人	英二	雅章	昭彦	慎司	秀樹	浩司	一航司	弘幸	聰	冬樹	辰美	伸	貴明	裕之	恭一	青森支部																																										



平成十二年度建設機械器具賃貸業管理技士 試験合格者

平成十二年度建設機械器具賃貸業管理技士試験は十月十五日(日)全

国八会場において実施され合格者
数は二〇八人であった。

「平成十二年度建設機械器具賃貸業管理技士試験合格者リスト」

支部名	受験者数	合格者数
北海道	62	45
青森	12	8
秋田	3	2
岩手	6	4
宮城	6	4
山形	2	1
福島	1	0
栃木	1	0
群馬	7	6
東京	30	21
神奈川	8	6
長野	5	4
静岡	11	8
中部	24	15
新潟	5	5
富山	3	3
石川	2	1
福井	1	1
和歌山	0	0
滋賀	0	0
京都	3	3
大阪	3	3
兵庫	12	9
中国	31	24
四国	7	5
九州	18	16
沖縄	21	14
合計	284人	208人

LETTERS



BRANCH

FROM
THE

支 部 だ ょ り

中国支部

鳥取縣西部地震後記

りの全国で最少人口の県にあります。産業としても特に目立った産業は無く、主に観光を中心とした自然美の豊かな地方であります。また、最近では駄駄な公共事業の代名詞のように取り上げられ、終には中止となつた中海干拓事業及び宍道湖淡水化事業は、お隣の島根県地域で開発が行われて以ましが、ここに接する地域でもあります。公共事業に関する議論はさておき、ご当地では私たちも含め多くの人口が建設関連産業に携わり、生活の糧として取り組んでいることに間違はないはず。

山陰地方の気候は、山陰という言葉から想像される気候とは裏腹に夏の日照時間は全国でもかなり多いほうに属するときいておりまし、春秋には本当にどのかな日々が続き、春夏秋冬、四季折々の

仮復旧したものの、その後の二次災害で山崩れが発生し、この原稿を書いている今時点(11月15日)でなお2週間以上不通となっています。また、埋立地では液状化現象が激しく住宅が傾いたり、側溝・下水道等の施設に深刻な被害が発生しております。地震による公共物への被害個所は1,000ヶ所を超え、今なお被害調査が続いています。余震に関しては地震発生から1ヶ月間はかなり頻繁に発生し、最近になって漸く少なくなつたなどの

メリハリの利いた風情は住んでいる私たちが思つても本当にすばらしいものがござります。まだお越しになつた方々は是非再度、観光に訪れていただきますようお願ひいたします。

さて、話を今回の地震に戻しますが、マグニチュード7.3は阪神大震災のマグニチュード7.2を上回る規模でしたが、被害としては地震の性質及び季節的・地域的な要因もあり火災の発生がわざか1件あまりと、人的にはけが人がわざかに出たばかりで、死者は無く、軽かつたものの、建物、道路、下水道等の公共インフラには深刻な被害が続出しており、二次災害の恐れもありさらに深刻さを増していきます。現実に、山陰と山陽とを結ぶ鉄道伯備線は地震発生後数日で

旧関連による機械・仮設関係の仕事は突然的に発生しているものの、今現在、通常工事は着工の延期・遅延が相次ぎ、状況が更に不透明になってきており今後の進展が気になるところであります。

ともあれ、鳥取県西部では一日も早く災害を復旧し、普通の生活を取り戻せるよう皆が力を合わせて頑張っています。皆様の暖かいご支援をお願いして支部便りに代えさせていただきます。

鳥取地区支部長 天野真明



第52回国土建設週間に当り、当協会の副会長 石井嘉一様は、平成十二年七月十三日、多年建設機械業に精励するとともに関係団体の役員として業界の発展に寄与した功績により建設大臣より表彰された。

石井嘉一副会長 建設大臣表彰

平成12年度委員会活動報告

(平成12年6月6日～10月29日)

運営委員会・総務委員会合同会議

日 時 平成12年9月27日(木) 13：30～16：00
場 所 池之端文化センター 2F 梅の間

協会本部の各委員会の活動内容を議事録に基づき、議題を中心簡略的にまとめたものです。年間2回（新年号・6月号）掲載いたします。

協会運営にご協力お願いいたします。

常任理事会・運営委員会合同会議

日 時 平成12年6月6日(火) 13：30～15：30
場 所 池之端文化センター 2F 芙蓉の間

議事

- 運営委員会について
設置目的・組織図・名簿等について、説明が行われ、了承された。
- 各委員会担当事項について
委員選出についての基準が明確でないため、次回総会までに基準を作成する。
- 各委員会委員長選出（案）について
この従たる事務所が設置された時から誤つて登記されたものと思われるが、具体的に誤謬が発生した時期やその原因は不明である。
- 新体制の協会運営について
しかしこれは明らかに誤謬に基づいたものであり、このまでは今後の業務に支障が生じる恐れがあるのでこれを更正する必要があること、また、中国の従たる事務所（中国支部）については、事務所移転に伴い登記変更を行う必要があること

とが説明され、検討の結果、2件とも変更することで承認された。

△変更内容

- a、神奈川支部
正…神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町一丁目6番1号
(誤…神奈川県横浜市神奈川区鶴屋 一丁目6番1号)
- b、中国支部
新…広島県広島市西区古江新町7番10号
(旧…広島県広島市安佐南区長束二丁目11番11号)

2、委員会設置に関する規程（案）について

平成12年6月6日開催の常任理事会（運営委員会合同）において、委員長の選出基準が不明確であるとの指摘があつたため、委員会設置に関する規程（案）を作成したこと、また、同規程（案）が承認された場合は、施行日はさかのぼつて平成12年6月1日となることが説明され、原案どおり承認された。

【報告事項】

1、平成12年度上期入会退会一覧表について

会員数の増減（入会15社、退会44社）について報告が行われ、了承された。

III 【委員会報告】

1、総務委員会

- (1) 平成13年度年間事業スケジュール（案）について

資料に基づき説明が行われ、原案どおり承認された。

2、広報委員会

- (1) 第54号「かいほう」について（案）

資料に基づき掲載内容について説明が行われ、原案どおり承認された。

(2) 会員名簿について
当初予定から発行が遅れたが、10月上旬に会員他に送付済であることが報告された。

1、第71回理事会について

決議事項・報告事項・各委員会報告等につき、内容の確認が行われ、第71回理事会に上程することが了承された。

第71回理事会

日 時 平成12年10月12日(木) 13：30～15：00
場 所 池之端文化センター 地下1F 孔雀の間

議事

I 「決議事項」

1、従たる事務所の変更について（神奈川支部・中国支部）

当協会の横浜の従たる事務所（神奈川支部）は、「横浜市神奈川区鶴屋町一丁目6番1号」に置かれているが、登記簿によると、この所在が「横浜市神奈川区鶴屋一丁目6番1号」と記載されている。

この従たる事務所が設置された時から誤つて登記されたものと思われるが、具体的に誤謬が発生した時期やその原因は不明である。

しかしこれは明らかに誤謬に基づいたものであり、このまでは今後の業務に支障が生じる恐れがあるのでこれを更正する必要があること、また、中国の従たる事務所（中国支部）については、事務所移転に伴い登記変更を行う必要があること

2、教育指導委員会

- (1) 建設機械器具の盗難調査について
現在、盗難についての実態を把握するために会員に対して調査を実施中であることが報告された。

本来、盗難は個々の会社が責任を持つて処理するものであるが、組織的に盗難が行われていて個々の会社だけで防ぐことは難しいと思われるため、協会としては、業界が窃盗団のターゲットにされないよう対策を検討中であることが伝えられた。

また、大屋専務理事から、対策については建設機械工業会とも協力して検討していくことが説明された。

(2) 全建リース総合賃貸制度について
（有）ゼンケンの原澤社長から資料に基づき説明が行われ、了承された。

（有）ゼンケンの原澤社長から資料に基づき説明が行われ、了承された。

5、企画調査委員会

1) コンピュータの導入・使用状況調査について

現在、北海道地区で「リース・レンタルネットワークシステム」を試行中であり、最終的には全国7～8箇所に拠点を設けてネットワーク構築を進める予定であるが、他地区の会員企業のコンピュータの導入・使用状況が把握されおらず、次の試行場所の選定が困難な状況であるため、調査を実施中であることが報告された。

(2) 第2次基準値による排出ガス対策型建設機械について
第1次基準値による排出ガス対策型建設機械の普及からはかられているところだが、第2次基準値によるエンジン認定が平成13年4月1日から開始され第2次基準の排出ガス

対策型建設機械が製造されることになる。

第2次規制からは製造規制であり、第2次基準値による規制開始後も、第1次基準値をクリアした機械はその代限りは使用できることが説明された。

(3) 建設機械器具リース・レンタルネットワークの試行状況について

北海道地区での試行に現在32社が登録し予想以上に順調な状況であることは、このシステムの構築がいかに望まれていたかを表しており、平成13年度以降になるとと思われるが、今後も他地区ですすめていく予定であることが説明された。

6、流通委員会

榎原副委員長

(1) 大手広域業者との懇談会経緯について

榎原副委員長から、懇談会開催や新聞掲載等によるPRの流通委員会の活動方針と現在の活動状況、及び今後の活動予定として地場大手広域業者との懇談会の開催等を計画していることが説明された。

「休止日取扱い（案）」については、2か月に1度開催している大手広域業者との懇談会での申し合わせ事項で、ユーザーとの取引き正常化を会員に呼びかけるために作成したものであり、各支部等で必要な文言を適宜変更して利用することになっていること、ユーザー向けとしては、現在、請求後引きについての文書を作成中であることが報告された。

7、管理技士専門委員会

伊藤委員長

(1) 平成12年度講習会結果について

資料に基づき説明が行われ、了承された。

(2) 管理技士制度について

現在、管理技士制度の法律に基づく資格化については国

の判断待ちであり、協会としては明確な対応ができない状況であること、また国家・民間いずれの資格になつた場合

事務局長会議

議題

1、平成12年度年間スケジュールについて

2、第70回理事会報告、協会組織（運営委員会等）について

運営委員会が新たに設置されたこと等が報告された。

3、委員会活動報告の周知等について

流通委員会等で行われている各種周知事項について、会員まで情報が行き届いていないことが説明され、今後も、なお一層各支部事務局にご協力をお願いしたいことが伝えられた。

4、本部支部の事務処理について（質疑応答）

経済調査会からの実態調査送付の件について報告が行われ、協力依頼が行われた。

議題

広報委員会

日 時	平成12年9月27日(水)	10：30～12：00
場 所	㈱全建リース業協会 会議室	

1、「かいほう」(No.54号)について

掲載内容について確認が行われ、第71回理事会に報告する

ことが了承された。

2、会員名簿について

も制度内容（実務経験の必要性等）の見直しを行う必要があることが説明された。

8、可発委員会

後藤委員長

(1) 平成12年度講習会・試験結果について

資料に基づき説明が行われ、了承された。

(2) 可搬形発電機定期点検済証票取扱規程について

可発事業については、定期点検済証票と講習会等の認定事業とを区分経理することになっているが、一般会計に組み込まれる定期点検済証票分の収入金の使途について明確にする必要があることから規程を作成したことが説明され、了承された。

9、構造改善専門委員会

松尾委員長

(1) 平成13年度用調査票について

例年どおり10月上旬に調査票を発送済みであり、平成12年11月20日締切厳守で回収すること、また調査票の提出がなくては税制措置等を受けることができないため、委員他に調査票提出について会員各位に周知していただくよう連絡済であることが説明された。

(2) 第9回経営指標（比率）作成のための調査について

例年どおり12月上旬に発送、平成13年1月30日締切厳守で回収すること、この調査はレンタル業界の現状を知るための貴重な資料であるため、会員各位に提出について周知を図っていることが説明された。

10、その他の

(1) 平成12年度「特定サービス産業実態調査」の実施に伴う協力の依頼について

通産省から平成12年11月1日に実施される調査への協力依頼があつたこと、この調査結果は協会にとつても重要であるため、会員各位へ協力の周知を図る予定であることが説明された。

発行の遅れ（予定は8月）の原因として、会員からのデータ回収の遅れ、及び内容確認の遅れが報告され、了承された。

企画調査委員会

日 時 平成12年8月23日(水) 13：30～15：45

場 所 ㈱全建リース業協会 会議室

「建設機械器具のリース・レンタルネットワーク試行について」

1、北海道支部の試行状況について
北海道支部は平成12年2月にネットワーク説明会を実施し、3月より試行に入り、現時点でネットワークに登録した会員数は32社（登録率35%）であるとの報告があつた。

2、北海道ブロックの報告及び対応について

北海道支部ではネットワーク試行地区に選定されたことを受け、支部内に独自に「ネットワーク推進委員会」を6月に設置し、運営に当たっているとの報告があつた。

3、今後の試行拠点について

今後のネットワーク拠点の展開は、第27回総会の本年度の目標の1つとして取り上げられている。次の拠点の決定には参加する会員の協力や、拠点となる事務局の理解や学習、予算確保、設置準備期間等に十分な時間を必要とする。そのため、平成12年度は試行にとどめ平成13年度に拠点追加を検討する旨方針が述べられた。

4、関連企業の情報技術推進状況について

関連企業の情報技術推進状況について3例が紹介された。
(1) 建設省直轄工事における建設CALLS/ECAクションプログラムについて

商社・メーカーとの懇談会

日 時 平成12年10月3日(火) 10:00 ~ 12:00
場 所 山の上ホテル 別館2F 海の間

議題

主に次の項目について商社・メーカー側との話し合いが行われた。

△主な項目△

- 1、不良レンタル業者への支援の中止について
- 2、大手メーカーのレンタル業参入企業への販売策について
- 3、今後の懇談会について

流通全体会議

日 時 平成12年10月3日(火) 13:30 ~ 16:00
場 所 山の上ホテル 別館2F 海の間

議題

1、専門委員会の決議事項を会員へ周知する方法、及び流通問題の現況と地域での取り組み方について

専門委員会では全国の方針として決めていくこと、その後の地域での活動については、強制はできないが、極力、各支部へ連絡されたその方針に従って進めていただきたいことが説明された。

2、その他

本部の専門委員会、地区委員も全国の状況を把握するため、都合がつけばオブザーバーとして出席していただいて構わないことが説明された。

建設機械器具賃貸業管理技士試験委員会

日 時 平成12年6月12日(月) 14:00 ~ 16:30
場 所 (社)全建リース業協会 会議室

議題

- 1、平成12年度管理技士試験問題の選定
- 2、平成12年度記述式問題の作成

管理技士試験委員会幹事会

日 時 平成12年10月25日(水) 14:00 ~ 15:30
場 所 (社)全建リース業協会 会議室

議題

- 1、平成12年度受験者数について
- 2、平成12年度試験問題について
- 3、平成12年度正誤・採点基準、採点計画について
- 4、記述式問題の試験結果について
- 5、その他

- (1) 管理技士試験制度について

流通専門委員会と大手広域業者との懇談会

日 時 平成12年10月17日(火) 14:30 ~ 17:00
場 所 神戸メリケンパークオリエンタルホテル 4F 銀河の間

議題

1、請求後値引き是正のための、「お願い文」について

(1) 全国一斉に実行する。

(2) 「お願い文」の印刷にあたっては、協会会長名は入れないで、協会名称と協会住所のみにする。

(3) 印刷にあたっては、あらかじめ各支部の必要とする配布枚数を取りまとめて頂き印刷枚数を決定する。

(4) 印刷された「お願い文」は、各会員に実費として頒布する。

(5) 協会の封筒を利用する。

2、「レンタル機械の休止日の取扱について(案)」のポスター作成について

当業界会員間の決めごとであり、その目的は乱立を防ぐためのものであることから判断して不適当であり作成しない。

3、流通問題の現況について

下記内容について、大手広域業者により質疑が行われた。

(1) 同業者としての「大手広域業者」の名称(呼び方)に、敵対視的なイメージがあることについて

(2) 話し合いが出来る状況は生まれつつあると思うが、現実の厳しい価格競争に対する認識について

(3) 協会の役割に関する要望について

5、その他

(1) 補償料について

(2) 債権回収会社について

管理技士専門委員会

日 時 平成12年11月24日(金) 14:00 ~ 16:00
場 所 (社)全建リース業協会 会議室

議題

- 1、平成12年度管理技士試験の報告

本年度試験実施結果は試験申し込み者数292名、出席者数284名であった。

- 2、平成12年度管理技士更新講習実施状況の報告

本年度更新講習実施状況は対象者数2,408名に対し申し込み者数1,387名であった。

3、大臣認定の管理技士制度について

(1) 官報告示について

管理技士制度は平成6年6月10日付官報の建設省告示第1497号に基づき実施しており、同様の制度として他に建設大臣認定を受けた民間資格制度は現在10制度あることが報告された。告示が法律に基づいている制度は国家資格となつており、それ以外のものは建設大臣が推奨するものとして特別に告示をして育てた制度で、管理技士の資格制度は後者である。

(2) 公益法人に対する検査等の委託等に関する基準について去る平成8年9月20日、「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」が閣議決定され、民間資格制度について資格を付与するものは法律に基づくもののみとなつた。管理技士制度は、閣議決定された基準に照らし合わせると要件を満たしていないことが説明された。

協会は以前から管理技士制度保持のため努力を重ね、管轄の建設省にも協力をいたしてきた。去る平成12年11月6日小林会長、小俣相談役、大屋専務理事の3名が建設省

建設機械課及び建設振興課の法規担当専門官より詳細な説明を受けたが、残念ながら国の方針に従い、管理技士制度は廃止の見込みが強いとのことであった。

しかし、試験と更新は今実際に実施中であるため、平成12年度内まで事業を継続できるよう、告示の中に経過措置を盛り込むことを協会は希望している。

4、行政改革推進本部の公益法人改革案等について

日経新聞に掲載された公益法人改革案の記事、業界新聞に掲載された大臣認定の告示廃止関係の記事が紹介された。

管理技士試験委員会幹事会

日 時	平成12年11月27日(月)	14：00～15：30
場 所	(社)全建リース業協会 会議室	

議題

1、平成12年度試験結果データについて

管理技士試験の合否判定をする前に、試験結果データについての分析が行われた。

2、合否判定について

3、その他

(1) 管理技士大臣認定制度について

管理技士制度は建設省告示第1497号に基づき実施されてきたが、平成8年の閣議決定（公益法人に対する検査等の委託等に関する基準）により、その存続が検討してきた。協会では法律に基づく管理技士制度の継続に努力してきたが、平成12年内の告示により管理技士制度は廃止されたが、平成12年内の告示により管理技士制度は廃止される見通しが強いことが説明された。

しかし資格者は制度上の更新を前提に取得したものであ

管理技士試験委員会

日 時	平成12年11月28日(火)	14：00～15：30
場 所	(社)全建リース業協会 会議室	

議題

1、平成12年度受験者数について

本年度受験者数について、受験申し込み者数292名、欠席者8名、受験者数284名であったことが報告された。

2、平成12年度試験問題について

3、平成12年度試験結果について

(1) 平成12年度解答分析表等について検討が行われた。

4、合否決定について

5、その他

(1) 管理技士大臣認定制度について

管理技士制度は建設省告示第1497号に基づき実施されてきたが、平成8年の閣議決定（公益法人に対する検査等の委託等に関する基準）により、その存続が検討されてきた。

協会では法律に基づく管理技士制度の継続に努力してきた。

協会では法律に基づく管理技士制度の継続に努力してきたが、建設関連産業を建設業法に取り組むことは困難との

可発専門委員会

日 時	平成12年8月8日(火)	13：30～15：30
場 所	(社)全建リース業協会 会議室	

冒頭

- 1、可発委員会会則について
- 2、委員長選任について
- 3、各部会（技術・業務・認定）の主査（副委員長兼任）及び委員の選任（案）について

見解が示され、平成12年内の告示により管理技士制度は廃止される見通しが強いことが説明された。

可発専門委員会・講師会

日 時	平成12年10月6日(金)	15：30～16：30
場 所	(社)全建リース業協会 会議室	

議題

- 1、平成12年度講習会・試験結果について
- 2、平成13年度スケジュールについて
- 3、講習会用テキスト（新規・更新）・試験問題作成について

いて
3、本部・支部間の事務処理について

構造改善専門委員会

日 時	平成12年9月19日(火)	13：30～15：30
場 所	(社)全建リース業協会 会議室	

- 1、平成11年度実施結果報告
- 2、平成13年度用調査票について
- 3、第9回経営指標（比率）作成のための調査について
- 4、中小企業経革新支援法について
- 5、第3次構造改善事業実施期間終了（平成15年3月31日）に伴う今後の業界が取り組む構造改善項目等について
- 6、その他

基本契約書の使用について、会員へ周知徹底する必要性が指摘され、簡易契約書及び基本契約書、貸出の標準的款作成等について再検討することで了承された。

可発専門委員会

日 時	平成12年10月6日(金)	13：30～15：30
場 所	(社)全建リース業協会 会議室	

議題

- 1、平成13年度用ステッカー作成について
- 2、「可搬形発電機整備技術者講習会制度に関する諸規程」について

第3条 本会は、建設機械器具賃貸事業に関する調査、

(目的)

第二章 目的及び事業

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(事務所)

第1条 この法人は、社団法人全国建設機械器具リース業協会（以下「本会」という。）という。

(名称)

社団法人 全国建設機械器具リース業協会
定款
（事業）
研究を行うとともに、建設機械器具の技術開発を推進し、もってわが国建設産業の健全な発展に寄与することを目的とする。
（事業）
1 建設機械器具賃貸事業に関する調査、研究
2 建設機械器具賃貸業構造改善計画の作成、構造改善の推進、指導等に関する事業
3 建設機械器具の賃貸に関する適正な流通施策の調査、研究
4 建設機械器具賃貸業構造改善計画の作成、構造改善の推進、指導等に関する事業
5 建設機械器具の賃貸に関する適正な流通施策の調査、研究
6 建設機械器具賃貸業管理技士の認定試験、登録及び証明に関する事業
7 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第1章 総則

協会支部名簿

平成12年11月末現在

支部名称	支部長名	事務局長名	〒	所在地	TEL	FAX
北海道支部	伊藤 武史	澤口 輝雄 笠原マリ子	060-0034	北海道札幌市中央区北四条東2-8-3 第2まるよビル4F	011-221-1485	011-222-5612
青森支部	川村 雄蔵	榎木沢四郎 神山奈保子	039-2241	青森県八戸市市川町字古場蔵1-68 八戸北インター工業団地跡ほくとう内	0178-21-1513	0178-21-1514
秋田支部	斎藤 善勇	斎藤 弘子	010-1431	秋田県秋田市仁井田二ツ屋1-11-41 サイユーリース㈱内	018-892-7222	018-892-7223
岩手支部	吉田 正晴	佐藤 恵子	023-0852	岩手県水沢市山崎町1-8	0197-24-8271	0197-25-8266
宮城支部	石井 嘉一	伊藤 斐朗 白畑あや子	984-0015	宮城県仙台市若林区卸町5-5-1 仙台団地倉庫協同組合会館2F	022-238-1751	022-238-1752
山形支部	茂木 忠勇	佐藤 徹	990-0811	山形県山形市長町3-16-22	0236-84-9455	0236-84-2449
福島支部	後藤 泰治	鈴木 英子	963-8041	福島県郡山市富田町字向館121-20	024-952-0588	024-952-1747
新潟支部	酒井 安治	吉田 準一	950-0941	新潟県新潟市女池8-14-17	025-284-6605	025-284-5265
群馬支部	石塚 幸司	石原 栄志	371-0013	群馬県前橋市西片見町4-5-15	027-243-2822	027-243-2822
栃木支部	渡辺 勝一	阿部 智光	320-0041	栃木県宇都宮市松原2-5-21 栃木県木材会館4F	028-621-6062	028-621-1923
東京支部	小林 定之	浦田 隆 田中由紀子	101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4F	03-3294-4071 4072	03-3295-1820
神奈川支部	金山 静雄	森川 晴子	221-0835	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町1-6-1 岩井ビル5F	045-322-0613	045-314-5513
長野支部	矢崎 照男	新田 晴茂	390-0805	長野県松本市清水1-6-18	0263-33-1820	0263-39-1132
静岡支部	福田 寛	福田 寛(兼任) 品子	421-1221	静岡県静岡市牧ヶ谷2420-1 第一建機工業㈱内	054-276-0543	054-277-1222
中部支部	近藤 昌三	白井 實	460-0008	愛知県名古屋市中区栄1-14-14 御園パレス3F302	052-203-1657	052-203-1658
富山支部	高野 義雄	小倉 秀信	938-0013	富山県黒部市沓掛567 ㈱吉田商会内	0765-52-2688	0765-54-3307
石川支部	吉川 義孝	林 善明	920-0018	石川県金沢市三口町水13-1 コーポーミック10号	076-238-7097	076-238-7097
福井支部	福嶋 敏栄	牧田 剛	910-0842	福井県福井市開発3-3509	0776-52-0646	0776-33-5212
滋賀支部	中村 吉輝	樋上ちえみ	524-0013	滋賀県守山市下之郷町637-3 第一観光ビル2F	077-581-0481	077-581-0481
京都支部	石橋久仁夫	吉田 栄次	604-8831	京都府京都市中京区四条通中新道西入 高石機械産業㈱内	075-802-0171	075-841-1595
大阪支部	廣津 勉伸	野崎 雅子	556-0022	大阪府大阪市浪速区桜川3-4-24 カベクニビル4F	06-6561-7405	06-6567-3432
和歌山支部	角口 賀敏	丸田 美枝	640-8323	和歌山県和歌山市太田667	073-474-5789	073-474-1038
兵庫支部	松山 博	小野 恒雄	650-0025	兵庫県神戸市中央区相生町2-2-7 ツルビル2F	078-361-2481	078-361-2487
中国支部	阪本 敏彦	滑水 五月	733-0873	広島県広島市西区古江新町7-10	082-275-0532	082-275-0532
四国支部	秋山 正信	明石 俊幸	760-0066	香川県高松市福岡町3-35-16	087-851-7683	087-826-2324
九州支部	永島 賢治 (会長代行)	北野 富也 後藤 久子	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-9-1 東福第2ビル6F	092-482-6685	092-452-2563
沖縄支部	梯原 文男	伊川 武徳	901-2101	沖縄県浦添市字西原573	098-876-6410	098-876-6410

第三章 会員

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を附して退会届を会長に提出しなければならない。

(資格)

第5条 本会の会員は、建設機械器具賃貸事業を営む者で、本会の目的に賛同するものとする。

第10条 会員が次の各号の一に該当する時は、総会において出席会員の三分の二以上の議決により、除名することができる。

第6条 会員は、総会において、別に定める会費を納入しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において、別に定める会費を納入しなければならない。

第11条 既納の拠出金品は、いかなる理由があつても返還しないものとする。

(入会)

第7条 本会の会員にならうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならぬ。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

- 一 退会
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

第四章 役員

(役員の種別及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。



会務を処理する。

- 4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、本会の常務を処理する。
- 5 常任理事は、常任理事会を通じて本会の運営に参画する。
- 6 理事は、理事会を構成し、会務の執行に当たる。
- 7 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

会長	1人
副会長	6人
専務理事	1人
常務理事	1人
常任理事	10人以内
理事	28人以上35人以内
監事	3人

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

- 2 指定による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の

(解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があつたときは、その任期中であつても、総会の議決により、その役員を解任することができる。

第17条 役員は、無報酬とする。ただし、専務理事及び常務理事は有給とする。

第5章 顧問、相談役及び参与

(顧問、相談役及び参与)

第18条 本会に、顧問、相談役及び参与を各若干名置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会の推せんにより、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じる。

4 相談役は、本会の基本的事項について、会長の諮問に応じる。

5 参与は、本会の運営事項について、理事会の諮問に応じる。

6 顧問、相談役及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

第6章 会議

(種類)

第19条 会議は、総会、常任理事会及び理事会とし、総会を定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、会員をもつて構成する。

2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもつて構成する。

3 理事会は理事をもつて構成する。

(招集)

第21条 会議は、会長が招集する。

2 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の5日前までに会員に通知しなければならない。

3 前項の規定は、常任理事会及び理事会を招集する場合において準用する。

(開催)

第22条 定期総会は、毎年1回事業年度終了後2月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求のあつたとき、開催する。

3 常任理事会及び理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあつたときに、開催する。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選任する。

2 常任理事会及び理事会の議長は、会長をもつてこれに充てる。

(定足数)

第24条 会議は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第25条 総会、常任理事会及び理事会の議事は、この定款

(書面表決等)

款に別に定めるもののほか、会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第26条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席会員を代理人として、表決を委任することができる。

2 前項の場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議に附議すべき事項)

第27条 総会は、この定款で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算の決定
- 二 事業報告及び収支決算の承認
- 三 その他本会の運営に関する重要な事項

2 常任理事会は、理事会等に附議する議案及び理事会から委任された事項を議決する。

3 理事会は、この定款で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- 一 総会の議決した事項の執行に関すること

第 7 章 資産及び会計

- 二 総会に附議すべき事項
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議事録)

第28条 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 会員の現在数
- 三 会議に出席した会員の数及び理事の氏名
(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- 四 議決事項
- 五 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- 六 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席会員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号をもつて構成する。

- 一 会費
- 二 寄付金品
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる収入
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもつて支弁する。

(予算及び決算)

第32条 本会の收支予算は、年度開始前に、総会の議決を得て定め、収支決算は、年度終了後2月以内に、その年度末資産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 年度開始前に予算が成立しないときは、成立するまで前年度予算を執行する。
 - 3 前項による收支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 決を得なければならない。
- 3 本会の解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得、主務官庁の許可を受けて、本会と類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により、解散する。

2 本会は、民法第68条第2項第1号に基づいて解散する場合は、出席会員の4分の3以上の議

第 9 章 事務局

(事務局)

- 1 第36条 本会の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長は理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の運営に関する必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。



附 則

- 2 1 この規程は昭和58年7月1日から施行する。
- 旧社団法人全国建設機械リース業連合会の会員である18団体については、第2条の規定にかかわらず、その名称、住所を本部に届け出ることにより、現会員を所属会員とした支部が設置されたものとみなす。

第六章 事務局

(事務局)

- 第18条 支部は、事務局を設け職員を置くことができる。
- 2 事務局職員の任免は支部長が行うものとする。
- 3 事務局に関する必要な事項は、理事会の議決を経て支部長が定めるものとする。

第四章 会 議

(会議)

- 第11条 支部の会議は総会及び理事会とする。
- 2 総会は定期総会及び臨時総会とする。
- 3 支部の会議に関し必要な事項は当該支部において定めるものとする。

(事業年度)

- 第16条 支部の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(支部報告)

- 第17条 支部長は、支部総会で議決した事項について関係資料を添えて本部に報告するものとする。

5 前項の退会届を受理した支部は、すみやかに本部会長に対し所定の届け出を行うものとする。

(入会及び退会の承認)

- 第8条 支部より届け出のあつた入会、退会については、本部理事会の承認を得、本部会長はその旨を支部長に通知するものとする。

(入会金及び会費)

- 第9条 支部の入会金及び会費は、当該支部において実状に応じ定めるものとする。

第三章 役 員

(役員)

- 第10条 支部に支部長その他の役員を置く。
- 2 支部の役員に関し必要な事項は、当該支部において定めるものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第14条 支部長は毎事業年度当初に、当該支部の事業計画及び収支予算について、支部総会の承認を得るものとする。

(事業報告及び収支決算)

- 第15条 支部長は毎事業年度終了後に、当該支部の事業報告及び収支決算について監事の監査を受けた後、支部総会の承認を得るものとする。

(資産)

- 第12条 支部の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成し支部長が管理するものとする。

- 1 支部の入会金及び会費並びに本部よりの交付金
- 2 事業に伴う収入
- 3 その他

第五章 資産及び会計

④ 甲は物件を返還する時は、それが甲の使用方法、取扱いの不備などにより毀損した場合に限り（期間経過相応の損耗を除く）第11条②項の定めに従い、甲の負担において物件を原状に復して返還するか、またはその費用を乙に支払う。

⑤ 甲は、事由の如何を問わず物件につき留置権ならびに同時履行抗弁権行使しない。

第16条（契約の解除）

下記の場合、甲または乙は本契約および個別契約を解除することができる。

① 甲または乙が、本契約または個別契約の条項のいずれかに違反したとき。

② 甲が、レンタル料などの支払いを怠ったとき。

③ 甲が、物件について必要な保守・管理を行わなかつたとき、あるいは法令その他で定められる使用方法に違反したとき。

④ 甲または乙が、営業上の休廃止・解散をし、あるいは差押・仮差押・強制執行・手形交換所の不渡処分・公租公課の滞納処分を受け、または破産・和議・会社整理・会社更生の申し立てをしたとき。

⑤ 乙の、レンタル物件が盗難にあった場合、もしくは物件が滅失し、または毀損し使用不能となつた場合。

第17条（契約解除時の処置）

前条の規定により、本契約および個別契約が解除された場合には、乙はただちに物件を引取るものとし、その引取に要する費用は責のある当事者が負担するとともに、乙の引取りに対しても甲は乙に協力しなければならない。

第18条（中途解約）

① 個別契約期間中における中途解約は原則として認められない。

ただし、甲が特別の事由により、期間満了前に申し出、乙がこれを認めた場合はこの限りではない。

② 前項において、解約が認められた場合、甲はただちに第15条の規定に基づく手続きを履行する。

第19条（解約損害金）

本契約および別契約が第16条および第18条により契約解除となり、物件返還がされた場合においても、甲はあらかじめ特約した損害金を支払う。ただし、特約のない場合は甲乙協議のうえ、損害金・賠償金を定める。

第20条（秘密の保持）

乙はこの契約の履行にともない、工事について知り得た情報・知識・工法・技術および甲の営業上の秘密の一切を、この契約終了後といえども他に漏らしてはならない。

また、乙の使用人などにこれらの秘密を漏らさないようにさせなければならない。

第21条（連帯保証人）

連帯保証人は甲と連帯して、本契約および個別契約上の義務の履行を保証する。

*乙が必要とする場合には連帯保証人をつけることができる。

第22条（契約期間）

基本契約の有効期間は平成 年 月 日より ケ年とする。

ただし、期間満了1ヶ年前までに、甲乙いずれかより解約の意思表示がない限り、自動的に1ヶ年間更新されたものとし、以後も同様とする。

第23条（公正証書）

甲および丙が本契約および個別契約に定める金銭債務の履行を怠ったときは、その財産についてただちに強制執行を受けることを承諾する。

乙から要求あり次第、本契約および個別契約について公正証書を作成するものとし、これに要する費用は甲の負担とする。

*乙が必要とする場合には公正証書を作成することができる。

第24条（訴訟管轄）

本契約および個別契約にもとづく甲乙間の紛争に関する管轄裁判所は、乙の本店所在地を管轄する裁判所とする。

第25条（特約）

第26条（補則）

本契約に定めなき事項については、甲乙は誠意をもって協議し処理する。

契 約 No.

平成 年 月 日

貸 借 人（甲） 住所

氏名

貸 貸 人（乙） 住所

氏名

保 証 人（丙） 住所

氏名

印

印

印

建設機械等レンタル(賃貸借)基本契約書

印 紙

第1条 (総則)

賃借人を甲、賃貸人を乙（甲の連帯保証人を丙）として、建設機械など（以下「物件」という）のレンタルに関し、次の通りレンタル基本契約を締結する（以下「本契約」という）。

なお、本契約を証するため、契約書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その一通を保有する。

（※連帯保証人をつける場合は、三通作成し、丙もその一通を保有する。）

第2条 (本契約の個別契約への適用)

本契約は、別途当事者間に特約のない限り、本契約期間中、甲乙間に締結される一切の個別契約に適用される。

第3条 (個別レンタルの申込み)

本契約に基づき、甲は乙と物件の種類・規格・数量・使用目的・使用場所・引渡し予定日・引渡し返還場所・レンタル期間・料金・支払条件・輸送方法・修繕費・その他の条件について取り決めのうえ、レンタル契約を申し込む。

第4条 (個別契約の成立)

個々のレンタル契約は、甲が前第3条にしたがって申込み（口頭による場合を含む）、乙の責任者またはその代理人がそれを承諾することによって成立する（以下「個別契約」という）。

ただし、甲の工事現場責任者またはその代理人による申込みによっても成立する。

第5条 (レンタル期間)

- ① レンタル期間は、原則として物件を乙の指定場所から出荷した日より、乙の指定場所へ返還した日迄とする。
- ② 甲が、個別契約に定めるレンタル期間の短縮、または延長を申し出て、乙がそれを認めたときは、この期間およびレンタル料金について別途協議する。

第6条 (保証金)

甲は個別契約成立と同時に、乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を、現金またはそれに代わるもので乙に支払う。

この保証金は個別契約諸条項の遵守・履行の担保とし、当該個別契約終了時に清算する。

ただし、この保証金に利息はつけない。

第7条 (物件の引渡し)

① 乙の物件引渡しは、原則として乙の指定場所で、甲の指定する工事現場責任者・代理人、あるいは運送受託人に対して行う。

② 甲は、物件の引渡しを受けると同時に、借受証、あるいは受領証を乙に交付する。

③ 組立・据付・あるいは解体作業をともなう物件の引渡しについては、その都度個別契約においてレンタル期間の開始日および返還条件などを定める。

④ 物件の搬出人・運送・積み下ろしなどにともなう事故は、甲、または甲の手配による場合は甲の責任とし、乙、または乙の手配による場合は乙の責任とする。

第8条 (物件の検収)

甲は、物件受領後、ただちに乙の発行する出荷案内状、あるいは納品書ならびに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・性能・機能・数量などについて検収をし、物件に瑕疵がないことを確認する。

もし、物件の不適合・不完全・不足・その他瑕疵などを発見した場合には、ただちに乙に連絡する。

乙が、甲の連絡を受けたときは、その責任においてすみやかに物件を修理するか、または代替の物件を引渡す。

第9条 (物件の保守管理)

① 甲は、善良なる管理者の注意をもって物件

を保管し、関連法令を守り、物件の本来の用法・能力に従って使用し、常時正常の状態に維持管理する。

その為の費用は特約のない限り、甲が負担する。

② 月例自主点検などを必要とする物件については、別途特約のない限り、甲の責任と負担でこれを行う。

③ 甲の責に帰することができない理由により物件の故障・破損などが発生した場合は、乙の責任と負担でこれを修理するか、または代替の物件を引渡す。

④ 甲がレンタル期間中における物件の保守管理を希望する場合は、別途保守管理契約を締結する。

第10条 (物件の検査)

乙は、物件の使用場所において、その使用ならびに保管の状況を検査することができる。

第11条 (物件についての損害補償)

① 物件が、天災地変、その他甲乙いずれの責にも帰する事ができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については、甲乙が協議して定める。

② 物件が、甲の使用方法・取扱いの不備などにより損傷した場合は、修理費および修理期間に相応したレンタル料金を補償金として甲は乙に支払う。

③ 甲の過失により物件が盗難にあったり、滅失した場合は、物件と同じ同等品を乙に返却するか、または時価相当額を甲は乙に支払う。

第12条 (損害賠償責任)

甲が乙の物件の保管・使用に起因して（ただし、乙の整備不良など乙の責に帰すべき事由に起因する場合を除く）第三者に対し人的・物的な損害が発生した場合は、甲の責任においてすみやかに損害の程度に相当する額を当該第三者に賠償金として支払う。

ただし、乙があらかじめ賠償責任保険を付している事故について乙が保険金を受け取った場合は、その保険受取金額を限度とし、乙は甲に交付することができる。

第13条 (禁止事項)

甲が乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。

1. 物件に、新たに装置・部品・付属品などを付着させること、また既に付着しているものを取り外すこと。

2. 物件の改造、あるいは性能・機能の変更をすること。

3. 物件を、本来の用途以外に使用すること。

4. 物件を、当初に納入した場所より他へ移動させること。

5. 個別契約に基づく賃借権を、他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること。

6. 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること。

7. 物件に表示された所有者の表示や標識を、乙の承諾なしに抹消したり、取り外すこと。

第14条 (通知義務)

甲、乙（又は丙）は次の各号のいずれかに該当した場合には、その旨を相手方にすみやかに連絡すると同時に、書面でも通知する。

1. 甲は、物件について盗難・滅失あるいは毀損などが生じたとき。

2. 住所を移転したとき。

3. 代表者を変更したとき。

4. 事業の内容に重要な変更があったとき。

5. 物件につき、他から強制執行、その他法律的・事実的侵害があったとき。

第15条 (個別契約満了時の処理と物件の返還)

① 個別契約期間満了時、または期限前であっても第16条により、乙から物件返還の請求があった時は、甲はただちに物件を個別契約で定める場所へ返還する。乙は物件の返還を受けると同時に甲に受領証を交付する。

② 返還に伴う輸送費、およびその物件の返還に要する一切の費用は原則として甲の負担とする。

③ 物件の返還は、甲乙双方立ち合いのうえ、行うこととする。ただし、甲が立ち合うことができない場合は、乙の検収をもって有効とする。



濁水処理

工事や工場で発生する濁水を「濁」と「水」に素早く分離。
それぞれの適切な処理を可能にします。

ツルミスーパーナミット濁水処理装置 TCN型

小規模濁水発生現場で大活躍

多量の浮遊物質(SS)を含む濁水や強アルカリ性の排水を炭酸ガスを用いて中和処理。凝集剤添加(沈殿促進)によるSS分離を行なった後、pH値を測定・記録し、処理水を放流します。



未来への流れをつくる技術のツルミ
株式会社 鶴見製作所

北海道支店 TEL. (011) 787-8385 北関東支店 TEL. (048) 688-5522 北陸支店 TEL. (076) 268-2761 中国支店 TEL. (082) 923-5171
東京本社 TEL. (03) 3833-0331 東京本社 TEL. (03) 3833-0016 東京都台東区台東1-33-8 TEL. (03) 3833-9765 FAX. (03) 3835-8429
東北支店 TEL. (022) 284-4107 新潟支店 TEL. (025) 283-3363 近畿支店 TEL. (06) 6911-2311 四国支店 TEL. (087) 843-5133
中部支店 TEL. (052) 481-8181 兵庫支店 TEL. (078) 575-0322 九州支店 TEL. (092) 623-6020

用途

- 建設土木工事現場(シールド工事・小口径推進工事・基礎工事・高架道路等の橋脚工事等)
- 電力ケーブルや下水管等の埋設工事現場
- グルーミング(道路表面のダイヤモンドカット)作業時、および下水管や側溝の清掃等
- 各種産業工場等

新年おめでとうございます
今年も宜しく
お願い申し上げます
いよいよ21世紀の幕開けです。
一月からは省庁再編により、
北海道開発庁・国土庁・運輸
省・建設省が統合され「国土
交通省」となり、統合のメリ
ツトが最大限に生かされるこ
となると思われます。

また、情報技術等のさらなる
進化とともに、建設産業を
取り巻く環境は目まぐるしく
激変することと思われます。
これからは、これまでとは
違った営利を追求する業者が
組織する業協会のあり方が問

す。
いよいよ21世紀の幕開けで
1月から省庁再編により、
北海道開発庁・国土庁・運輸
省・建設省が統合され「国土
交通省」となり、統合のメリ
ツトが最大限に生かされるこ
となると思われます。

われることとなり、協会活動
は公益性がますます求められ
ることになり、会員各位の一
致団結した組織の維持も重要
になつてまいります。

「かいほう」の使命といたし

まして的確な情報を知らせ
するとともに、協会活動を記
録として残すことも合わせ持

つておりますので、原点に戻
つて充実した編集に取り組み

会員各位に周知を図つてまい
る所存ですので、今後ともご
協力を願いたします。

最後になりましたが、会員
各位の皆様の益々のご隆盛を
祈念申し上げます。

平成十三年元旦

広報委員長
矢崎 照男

かいほう No.54

■発行日 平成13年1月
■発行者 社団法人 全国建設機械器具リース業協会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-1-1
近江兄弟社ビル4階

■制作編集
発行責任者
TEL 03-3293-17273
FAX 03-3293-17275
広報委員長 矢崎 照男
(株)木電子情報印刷
TEL 03-3460-12586
FAX 03-3460-12586

表紙写真 片岡陽太



安田火災の企業向け自動車保険 カーオーナーズ保険『TEN』のご案内



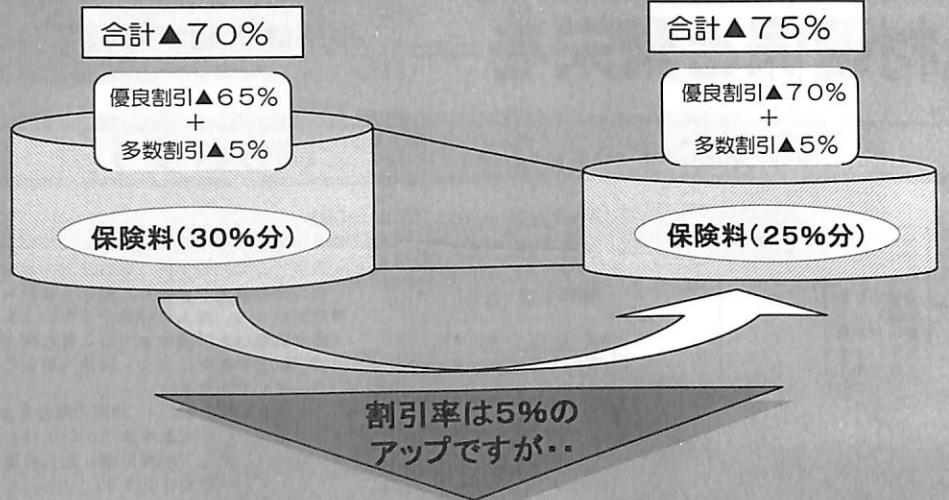
ずっと
事故がないのに
フリート契約の保険料
もっと安くならない
のかなあ。

そんな声にお応えして…

※料率審査日が2001年1月以降の契約から実施します。

- ◆最大割引率を拡大しました。従来65%割引が最高割引であったお客さまに最大70%の割引を提供できます。
- ◆従来は5%刻みの割引率となっていましたが、1%刻みの体系を実現しました。

優割が65%から70%に進むと…



保険料比較では約17%のコスト削減になります！

<参考> 優良割引進行とともに保険料削減率

優良割引の進行	保険料削減率
50% ▶ 55%	約▲1.1%
55% ▶ 60%	約▲1.3%
60% ▶ 65%	約▲1.4%

損害率が良好な
フリートご契約者に朗報！

カーオーナーズ保険
TEN

安田火災海上保険株式会社

※このチラシは概要を説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店またはお近くの安田火災までお問い合わせください。

お問い合わせ先・お見積り承り先

有限会社 ゼンケン 03-3293-7239

営業開発第一部 第一課 03-3349-3216

ラクラク痛!! 勤・作業で、ぐーんと機能UP!! コーエイ工事用モノレールゴーリキシリーズ

(無人走行運搬機)

乗用モノレール・トップライナーシリーズ

地質調査のボーリング機材運搬、予防治山事業、電力の鉄塔建設工事等困難な自然条件を克服、高齢化と人手不足による作業効率低下の解消、運搬作業の合理化に最適の機材です。



KS-302型 (乗用仕様
KSTR-302型)
(700kg積)30°



KS-307B型
(1.5t積)35°

- ①フェイルセーフを基本にした安全機構
- ②エンジンブレーキを自在に活用出来る手動スロットル装置付(OPT)
- ③傾斜地用に開発された余裕のディーゼルエンジン
- ④ショックのない発進停止機構
- ⑤バンパー自動停止装置を取り入れ、軌道上のトラブルも即対応。
- ⑥バッテリー水平維持装置、駆動輪自動給油方式等々の標準装備、オプション機構を有し、使う立場にたった設計思想で、安全性・操作性及びメンテナンス性の向上で、どなたでも安心して使用出来る機械となっています。

急傾斜地専用に開発したディーゼルエンジン(オイルパン特注)

山越え、谷越えに、充分対応できる内部機構を備えた本機搭載用に開発したディーゼルエンジンです。従来の2サイクルエンジンの欠点をすべて解消しました。始動はセルスターター式と、リコイルスターター式併用で燃費も経済的です。ヒーター付ですので寒冷地でも始動がスムーズです。



KS-306A型
(1.5~4.0t積)30°

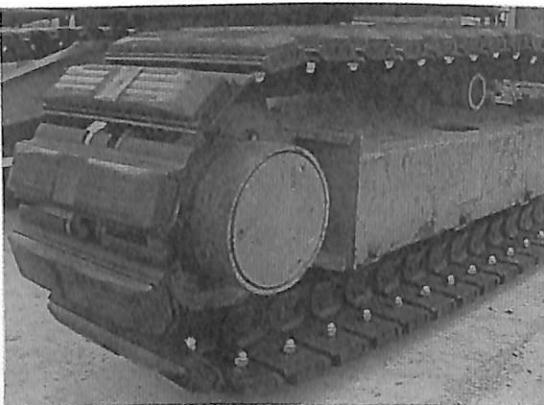
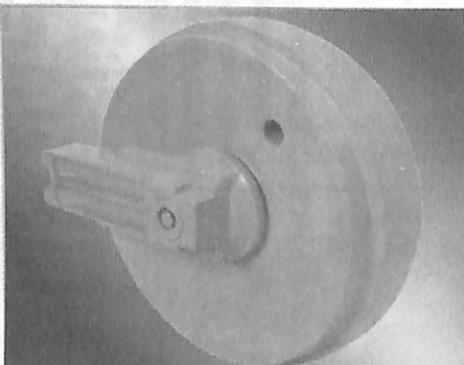
降坂速度制御(傾斜センサー)によるオーバーランの防止。本機は、誤動作では作動しません。また、配線・配管が断裂すると走行停止、衝突時には自動停止します。その他、自動給油装置(走行時)発進・停止のワンタッチ操作、速度ランプ表示。

土木事業の省力化に奉仕する
光永産業株式会社

本社/〒799-3102 愛媛県伊予市宮下96-1 TEL(089)983-1414㈹ FAX(089)983-1416
関東営業所/TEL(0495)72-6830 九州営業所/TEL(0964)23-0169
資料センター/全国23ヶ所

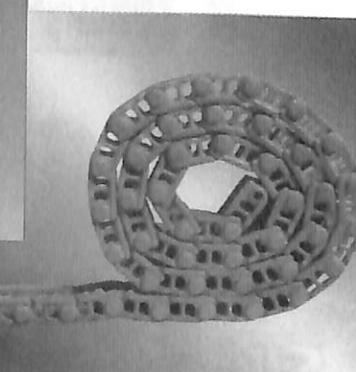
Dura
Parts

デュラparts株式会社



各メーカーに対応する商品

満足いただける品質と魅力ある価格で提供します。



建設機械の消耗部品を取扱う新しい会社です。

デュラparts株式会社

<http://www.dura.co.jp>

〒107-0052 東京都港区赤坂1-8-2

Tel 03-3568-7461

fax 03-3568-7462

厚生年金基金加入で豊かな老後設計を

国の老齢年金部分より多い年金を受取るための制度です。人生80年時代に備え、国の年金と並んで老後生活を支える主柱として、加入される方々が毎年増えております。

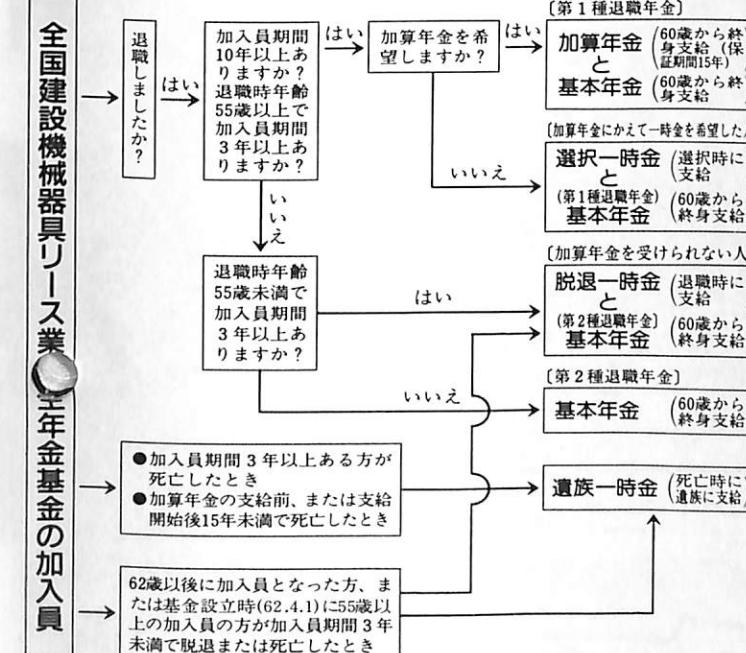
社員の方々には
—老後の安心を—
企業にとっては
—人材確保と繁栄を—



当基金では、年金、一時金の支払いのほか、各種福祉事業を行っております。

厚生年金基金についてのご質問、ご相談は下記までお問い合わせ下さい。

あなたはこんな給付が受けられます



- [注]**
- 基本年金（基本部分の給付）については、加入員期間が10年未満で退職時の年齢が55歳未満の場合は、厚生年金基金連合会に支給義務が移転し、同連合会から支給されます。
 - 前記のうち、加入員期間が3年以上ある方、又は退職時の年齢が55歳以上60歳未満で加入員期間が3年以上10年未満の方は、本人の選択により、脱退一時金にかえて年金として受けすることができます。（基本加算年金といい、前記の連合会から支給されます。）
 - 基本年金および加算年金については、60歳以後も加入員である場合は、退職（65歳に達したため基金からの脱退を含む）したときから支給されます。
 - 基本年金については、加入員であっても国の「老齢厚生年金」が受けられるようになったときは、そのときから受けられます。
 - 加算年金については、現在の会社を退職し、当基金の加入員でなくなった場合には、たとえ他に勤務していても60歳以後支給されます。

年金一口メモ

加算年金の15年保証期間つきとは……
● 基金から支給される加算年金は終身年金ですから、本人が生存する限り支給されます。しかし、年金受給期間が15年未満で本人が亡くなられた場合には、15年から受給期間を差し引いた期間相当分を遺族一時金として支給するという仕組みになっています。つまり15年間分は完全に受給権が保証されるというものです。

全国建設機械器具リース業厚生年金基金

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-7-5

明治生命飯田橋ビル5階

TEL 03(3230)3871~2



時代を先取りしたニューコンセプトマシン キングレヴがグッドデザイン賞を受賞。

ニューコンセプト“同時多元設計”と独自の先進機能で

時代のニーズを先取りしてきたキングレヴシリーズ。

斬新性、操作性、安全性など総合的な完成度が評価され

U-30-3がグッドデザイン賞を受賞しました。

クボタはこれからも「人と地球に優しく、信頼される建設機械づくり」を
実践していきます。



K-030-3

RX-303

KINGLEV
K-030-3 K-035-3
U-30-3 U-35-3
RX-303



2000-2001
グッドデザイン賞

U-30-3

株式会社クボタ 建設機械営業推進部 〒573-0004 枚方市中宮大池1-1-1 TEL.072(890)2885 FAX.072(840)5722

北海道クボタ建機(株) 〒011(377)5511 東北クボタ建機(株) 〒022(384)2144 (株)クボタ建機関東 〒048(865)5181 中部クボタ建機(株) 〒0586(73)1235
(株)クボタ建機関西 〒06(6416)7611 (株)クボタ建機中国 〒0823(72)0233 四国クボタ建機(株) 〒0878(74)6565 (株)クボタ建機九州 〒096(358)6200

YANMAR



バケット交換が1人で簡単にできる
油圧式クイックヒッチ

超ミニクラス初の 後方超小旋回機

傾斜・段差に強い
マルチトレッド
可変脚仕様



誕生
SK08

GLOBAL 誕生
ViO シリーズ

ViO20-2 ViO27-2 ViO30-2 ViO35-2 ViO40-2 ViO50-2

ヤンマー 後方超小旋回 バックホー

●ヤンマーディーゼル株式会社 ●建機事業部 福岡県筑後市大字熊野1717-1 (〒833-0055) TEL(0942)53-6121 FAX(0942)53-6855

- | | | | | |
|--------------|----------------------------------|-------------|------------------|------------------|
| ●北海道ヤンマー株式会社 | 札幌市厚別区厚別東4条4丁目8-1 | (〒004-0004) | TEL(011)898-8001 | FAX(011)898-8088 |
| ●東北ヤンマー株式会社 | 仙台市宮城野区福田町南1丁目1-10 | (〒983-0025) | TEL(022)259-7201 | FAX(022)259-7205 |
| ●ヤンマー東日本株式会社 | 東京都豊島区南池袋1-11-22 山種池袋ビル | (〒171-0022) | TEL(03)5956-3681 | FAX(03)5956-3682 |
| ●ヤンマー西日本株式会社 | 東大阪市高井田本通1-7-30 | (〒577-0066) | TEL(06)6783-1121 | FAX(06)6783-7975 |
| ●ヤンマー中四国株式会社 | 愛媛県海部郡蟹江町大字蟹江新町久加555 (〒797-0035) | (〒797-0035) | TEL(05679)5-5355 | FAX(05679)5-5099 |
| ●ヤンマー高松支店 | 広島市佐伯区岡崎の浜3丁目1-31 | (〒731-5145) | TEL(082)923-4114 | FAX(082)923-0668 |
| ●ヤンマー九州株式会社 | 香川県綾歌郡綾歌町分寺町新居508-2 | (〒769-0101) | TEL(087)874-9112 | FAX(087)874-9120 |
| ●南西ヤンマー株式会社 | 福岡市博多区西月隈1丁目5-8 | (〒816-0057) | TEL(092)474-3361 | FAX(092)451-1939 |
| | 沖縄県宜野湾市大山7丁目11-12 | (〒901-0132) | TEL(098)898-3111 | FAX(098)898-8082 |

支
持
さ
れ
て
グ
ロ
ーブ
ル
・
ス
タ
ン
ダ
ー
ド

1990年、ヤンマー独創の技術で開発した、オシリマン丸「ViOスタイル」は
発売以来、多くのお客様から狹所旋回性のよさを認められ、
また海外でも評価を高めて、いまやそのスタイルは
世界のスタンダードとなりつつあります。
遂に一歩先をゆく独創のViO。いま、再び進化して、
「GLOBAL・ViO」誕生です。

SAKAI®

■ ランマ

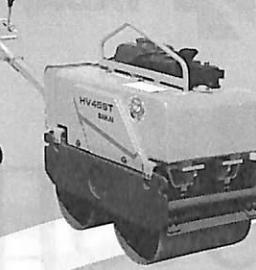
RVシリーズ
(4サイクルガソリンエンジン)



■ ハンドガイドローラ

HV45ST

(フレーム幅: 56cm)



21世紀の道路施工機械の創造へ

Rolling into the 21st century

■ タイヤローラ

TZ700

(9トン～15トン)



■ ロードカッタ

ER570CF

(最大切削深さ: 30 cm)



■ 排水性機能回復車

CJ400-1

(作業速度: 6 km/h)



PT310

(クローラ型: 1.4 m～3.1 m)



酒井重工業株式会社

本社 〒105-0012 東京都港区芝大門1-4-8 浜松町清和ビル ☎(03)3434-3401 代

札幌営業所 仙台営業所 関東営業所 名古屋営業所 北陸営業所
大阪営業所 中四国営業所 福岡営業所 70ダクトサポート部 研修センター

URL <http://www.sakainet.co.jp>

Denyo

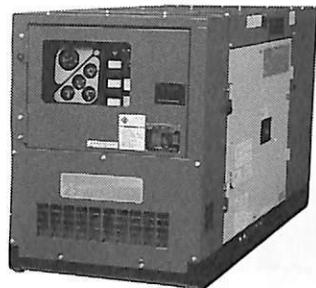
デンヨーのパワーソース

先進のテクノロジーで建設現場のニーズにお応えします。

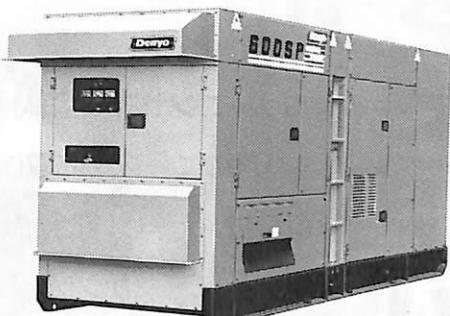
エンジン発電機

0.5～800kVA

新ブラシレス発電機搭載で、電圧変動率は極少



DCA-25SBI 50Hz 20kVA・60Hz 25kVA



DCA-600SPK 50Hz 550kVA・60Hz 600kVA

エンジン溶接・発電機

30～450A

卓越したアーク性能



GAW-150SS 30～150A



DAW-300SS 30～300A

エンジンコンプレッサー

1.4～52.4m³/min

信頼性の高いスクリューコンプレッサー



DIS-90SB 2.0m³/min



DIS-1070XS 30.3m³/min 2.40/1.27MPa

●技術で明日を築く

本社：〒164-8510 東京都中野区上高田4-2-2
TEL: 03(3228)1111 FAX: 03(5380)7171

札幌営業所 ☎011(862)1221 東京営業所 ☎03(3228)2211 大阪営業所 ☎06(6488)7131
東北営業所(1) ☎019(647)4611 横浜営業所 ☎045(774)0321 広島営業所 ☎082(278)3350
東北営業所(2) ☎022(254)7311 静岡営業所 ☎054(261)3259 高松営業所 ☎087(874)3301
関越営業所(1) ☎025(268)0791 名古屋営業所 ☎052(935)0621 九州営業所 ☎092(935)0700
関越営業所(2) ☎027(251)1931 金沢営業所 ☎076(269)1231 出張所／全国主要33都市

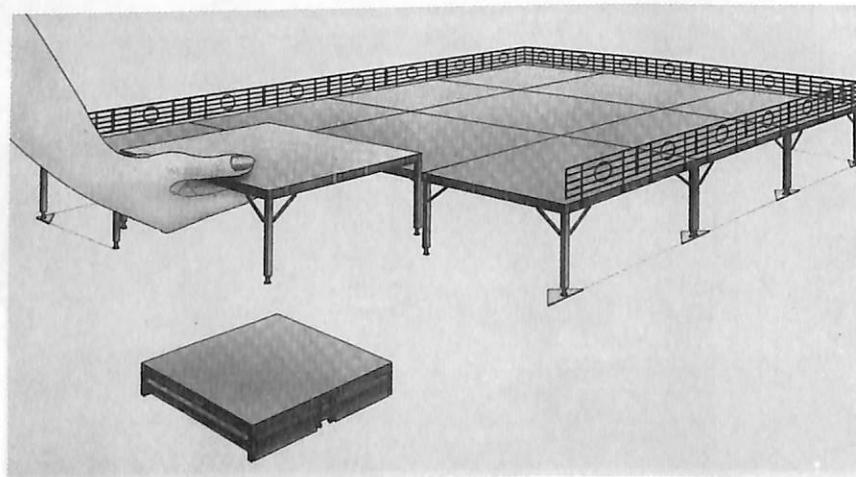
レンタル商品として最適

特許製品

スーパーステージ

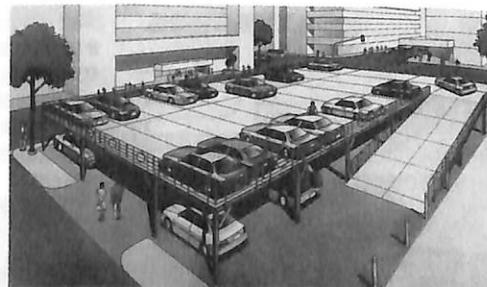
必要なときに、必要なスペースを！

折畳システム仮設棚



(特長)

- 組立、解体自由自在の
仮設金属棚です。
- 短期間のニーズに対応
可能。



〈使用例〉

自走式立体駐車場

中二階・ハウス架台等



販売元
ユアサ商事株式会社

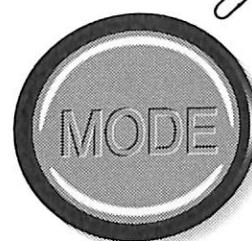
東京都中央区日本橋大伝馬町13-10
(03)3665-6571 FAX (03)3665-6801

製造元 株式会社 ベンチャーランド

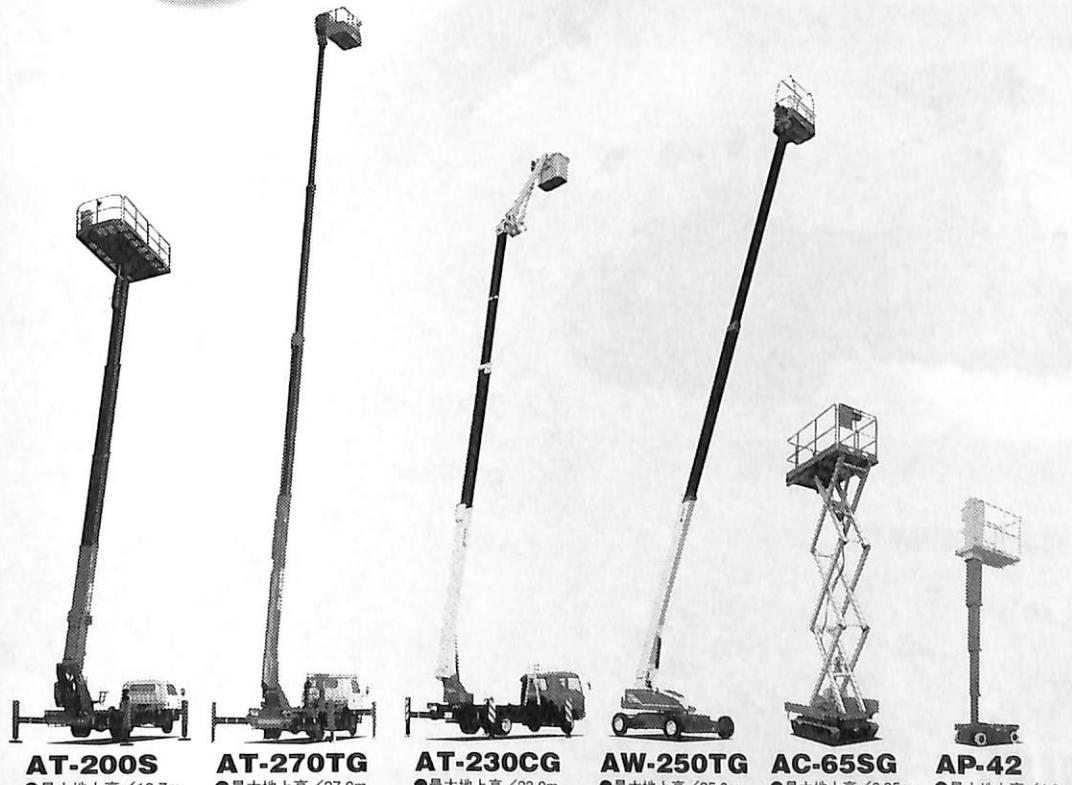
TADANO

高所作業車はタダノ。

365日頑張りモード。



即戦力の精鋭ぞろい。タダノの高所作業車です。
ビル建設から高架工事や塗装工事まで、高所での作業は広がる一方。
それについて、タダノの高所作業車の実力がますます大きくクローズ
アップされました。先進のコンピュータ技術と高度な油圧技術の
融合から生まれた高い安全性や作業性。さまざまな現場のニーズにお
応えできる豊富な機種群。365日、ぱりぱり働く実力車が揃っています。



株式会社 タダノ

本社/香川県高松市新田町13番地 TEL. (087) 839-5555(代表)
東京事務所/東京都墨田区亀沢2丁目4番12号タダノ両国ビル TEL. (03)3621-7777(代表)

お問い合わせは……北海道支店 011(861)9030 東北支店 022(288)5550 関東支店 048(772)7777 東京支店 03(3621)7790 北陸支店 076(436)1555 名古屋支店 0586(76)1181
大阪支店 06(6746)8731 四国支店 087(839)5777 中国支店 082(884)0255 九州支店 092(503)7821

タダノホームページアドレス
<http://www.tadano.co.jp>

夢の挑戦!
Kobelco 21

KOBELCO



- アッパフレーム厚板一枚構造。剛性アップ、さらに低重心化で安定性、作業性向上。
- 鋼板製ガード。強度に優れ捕修も容易。塗装の美しさも永くキープ。
- シリーズ統一機器レイアウト。メンテナンス時のアプローチ性向上、部品も共通化。
- アタッチメントの強度アップ。面圧新基準の採用で耐久性だけでなく作業品質も向上。
- TOPSキャノビを標準装備。業界初、横転時オペレータ保護構造で国際基準をクリア。

新基準ミニ

より逞しく、より頼もしく成長して、ニュービートルファミリー、いよいよ登場。

ついに新たなステージに到達しました。コベルコの小旋回ミニショベルシリーズ。

それは既成の概念にとらわれない新たな開発スタンスから生まれました。

すなわちマシン開発の指針となる技術評価の基準を一新。

現場最前線のオペレータからマシンオーナー、工事責任者、さらには日本だけでは

なく広く世界の現場に問い合わせ、もっとも厳しい評価基準を採用したのです。

視点が違う、品質が違う、価値が違う。10年先にも輝きを失わないことを

理想とした、コベルコ自信の11機種です。



New Beetle Family

お問い合わせ、カタログのご請求は……

コベルコ建機株式会社

東京本社／〒103-8246 東京都中央区日本橋1丁目3番13号 ☎03-3278-7111

<http://www.kobelco-kenki.co.jp>



建設省認定

排出ガス対策エンジン搭載!



排出ガス対策型発電機

NEW NES シリーズ



特長

- 高品質の発電出力
- ワンサイドで日常点検OK
- 高起動型スーパー・パワーエンジン搭載
- 大型ドア、ワンタッチハンドル採用
- 超低騒音指定
- スッキリ端子台、裸線もOK
- カチオン電着塗装
- 小型軽量化を実現
- 外部燃料切替装置標準装備(3方コック)〈NES25~NES60〉
- ICモニタ標準装備

排出ガス・超低騒音認定機種

- ◆NES13SI ◆NES60SHE ◆NES220SHE
- ◆NES15SI ◆NES75SHE ◆NES260SHE
- ◆NES25SI-T ◆NES90SHE ◆NES300SME
- ◆NES35SHE ◆NES125SHE
- ◆NES45SHE ◆NES150SHE

製造・販売元

重 日本車輪製造株式会社
機電本部

営業部 〒458-8502 名古屋市緑区緑崎町宇摩長80 TEL(052)623-3312 FAX(052)623-4349
■日本販賣部 TEL(022)285-3911 ■九州販賣部 TEL(092)503-7581 ■広島販賣部 TEL(082)211-5231
■日本販賣部 TEL(03)3552-9500 ■北海道販賣部 TEL(011)881-2021 ■新潟販賣部 TEL(025)245-1231 ■高知販賣部 TEL(088)84-0350
■日本販賣部 TEL(06)6372-3251 ■奈良販賣部 TEL(078)263-0130

USスタンダード宣言



KOMATSU

時代が選んだ
ショベルの本流。
コマツの後方超小旋回
油圧ショベル。



(社)日本建設機械化協会規格(JCMAS) 後方超小旋回形油圧ショベル適合車
PC78US PC128US PC138US PC158US PC228US

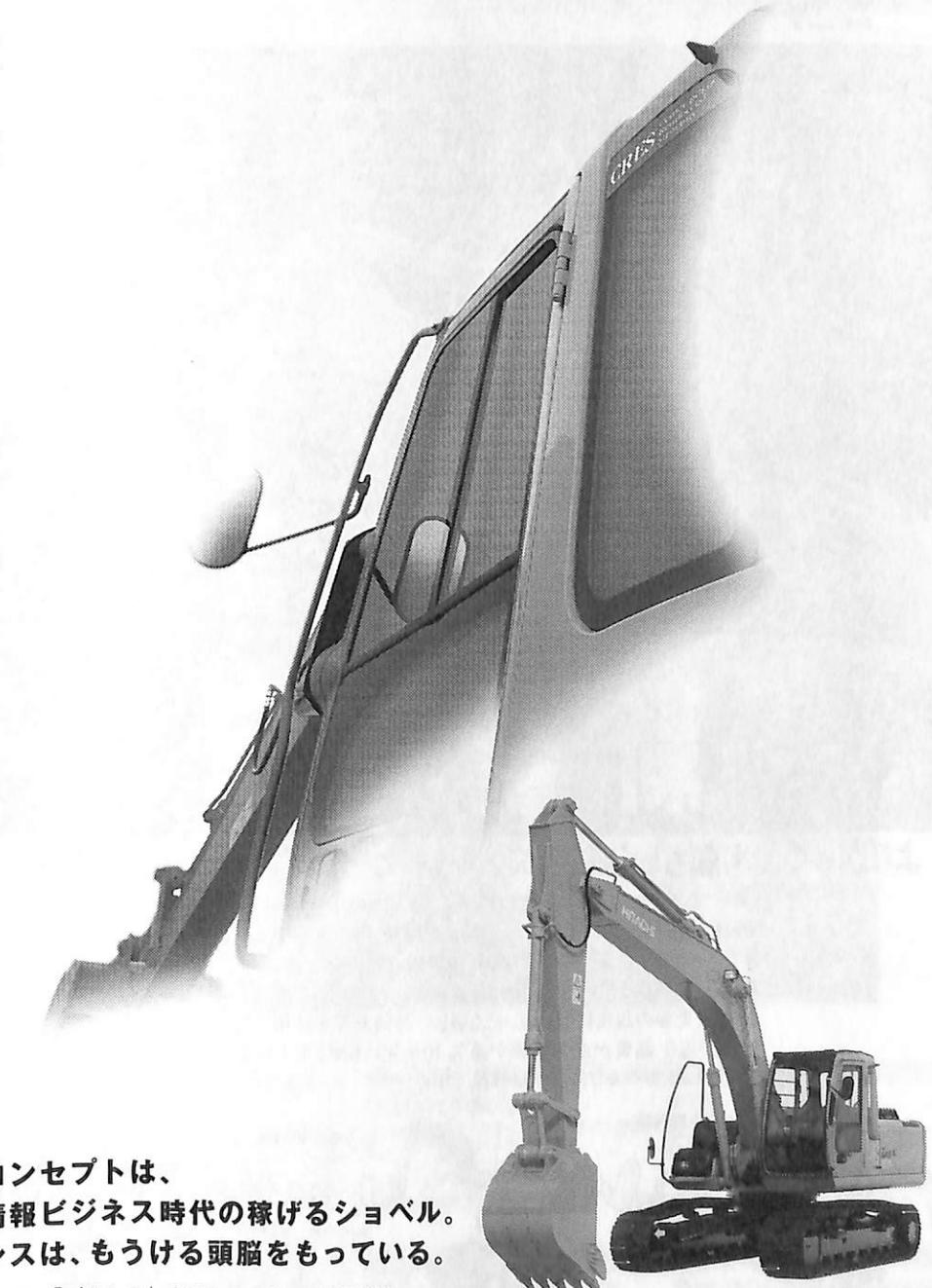
(後方超小旋回仕様)

NRO
NEW ROUND OPERATION
ニューロ。21世紀の標準機。
アバンセ・ニューロ USシリーズ

コマツ 営業企画部

〒107-8414 東京都港区赤坂2-3-6 TEL.03-5561-2736 <http://www.komatsu.co.jp>

未来力に、のる。



開発コンセプトは、
電子情報ビジネス時代の稼げるショベル。
ザクシスは、もうける頭脳をもっている。

はじめまして、「ザクシス」。世界初のeショベル機能と
衛星通信機能[®]を搭載した新世代マシンの誕生です。
さらなるコストダウンを実現する機械管理情報をはじめ、
さまざまなビジネス情報やインターネットを生かしての
付加価値サービスを提供。基本性能の向上はもとより、
すべての性能とサービスが、未来的の勝利のためにあります。
21世紀のまん中へ。「ザクシス」が建設ビジネスの
新しい在り方を提案します。※衛星通信機能はオプション

建設省超低騒音型建設機械 指定機
排出ガス2次規制適合クリーンエンジン搭載

ZAXIS 200

日立建機株式会社
東京都文京区後楽2-5-1
〒112-8563
☎(03)3830-8033

日立建機

<http://www.hitachi-kenki.co.jp>



かいほう
No.54